自己点検表

【指定短期入所療養介護及び指定介護予防短期入所療養介護】

**（病院、診療所、介護医療院用）**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 記入年月日 | 令和　　　　年　　　　月　　　　日 | | | | | | | | | |  |
| 事業所名 |  | | | | | | | | | |
| 介護保険事業所番号 | ３ | ８ | １ |  |  |  |  |  |  |  |
| 記入者 | （職名）　　　　　 （氏名） | | | | | | | | | |
| 連絡先電話番号 |  | | | | | | | | | |

## ＜自己点検に当たっての留意事項＞

## （１） 記入される時点での状況について、各項目の確認事項に記載されている内容について、満たされていればはいに、そうでなければいいえの部分に、チェックを入れてください。

## （２） 確認事項について、全てが満たされていない場合（一部は満たしているが、一部は満たしていないような場合）は、いいえにチェックを入れてください。

## （３） 該当のない項目については、該当なしの部分にチェックを入れてください。

## （４）介護給付費関係について､療養病床を有する病院は1のみ、診療所は2のみ、介護医療院は３のみ記載してください｡

## （注）可能な限り両面コピーにより提出すること。

【根拠法令】

介護保険法（平成９年法律第123号）

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）

省令・・・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令37号）

条例・・・愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和３年愛媛県条例第26号）

規則・・・愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（令和３年愛媛県規則第26号）

予省令・・指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生省令9号）

予条例・・愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（令和３年愛媛県条例第27号）

予規則・・愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（令和３年愛媛県規則第27号）

通知・・・指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年９月17日老企第25号）

| 点検項目 | | | | | | | 確認事項 | | | | 根拠条文 | | 確認書類等 | | | | | 点検結果 | | | | | | |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| はい | いいえ | | | 該当なし | | |
| Ⅰ　基本方針 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |  | | |
| 1 | | 基本方針 | | | | 要介護状態となった場合でも，利用者が可能な限りその居宅において，その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう，看護，医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより，療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとなっていますか。 | | | | | | 省令第141条 | | ・運営規程 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| (介護予防) | | | | 利用者が可能な限りその居宅において，自立した日常生活を営むことができるよう，看護，医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことにより，利用者の療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り，もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっていますか。 | | | | | | 予省令第186条 | | □ | □ | | | □ | | |
| ユニット型 | | | | 利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活とが連続したものとなるよう配慮しながら、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るものとなっていますか。 | | | | | | 省令第155条の3 | | □ | □ | | | □ | | |
| ユニット型  （介護予防） | | | | 利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活とが連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の療養生活の質の向上及び心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっていますか。 | | | | | | 予省令第204条 | | □ | □ | | | □ | | |
| Ⅱ　人員基準 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |  | | |
| 2 | | 従業者の員数 | | | | 【介護老人保健施設の場合】 | | | | | | 省令第142条第1項  第1号 予省令第187条第1項第1号 | | ・勤務表 ・常勤・非常勤職員の員数が  わかる職員名簿 ・雇用契約書 ・資格を確認する書類 ・就業規則 ・賃金台帳等 | | | |  |  | | |  | | |
| 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における介護老人保健施設として必要とされる数が確保されていますか。 | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 【指定介護療養型医療施設の場合】 | | | | | | 省令第142条第1項  第2号  予省令第187条第1項第2号 | |  |  | | |  | | |
| 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ、利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における指定介護療養型医療施設として必要とされる数が確保されていますか。 | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 【療養病床を有する病院又は診療所の場合】 | | | | | | 省令第142条第1項  第3号 予省令第187条第1項第3号 | |  |  | | |  | | |
| 医師、薬剤師、看護職員、介護職員（看護補助者）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されていますか。 | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 【診療所の場合（療養病床を有するものを除く。）】 | | | | | | 省令第142条第1項  第4号 予省令第187条第1項第4号 | |  |  | | |  | | |
| 指定短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で利用者及び入院患者の数が３又はその端数を増すごとに1以上となっていますか。 | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を１人以上配置していますか。 | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 【介護医療院の場合】 | | | | | | 省令第142条第１項第５号  予省令第187条第１項第５号 | |  | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 指定短期入所療養介護事業所に有すべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数については、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されていますか。 | | | | | |
| Ⅲ　設備基準 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |  | | |
| 3 | | 設備に関する基準 | | | | 【介護老人保健施設の場合】 | | | | | | 省令第143条第1項  第1号 予省令第188条第1項第1号 | |  | | | |  |  | | |  | | |
| 法に規定する介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設に関するものを除く。）として必要とされる施設及び設備を有していますか。 | | | | | | ・平面図 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 【指定介護療養型医療施設の場合】 | | | | | | 省令第143条第1項  第2号 予省令第188条第1項第2号 | |  | | | |  |  | | |  | | |
| 平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設（ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものを除く。）として必要とされる施設及び設備を有していますか。 | | | | | | ・平面図 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 【療養病床を有する病院又は診療所の場合】 | | | | | | 省令第143条第1項  第3号 予省令第188条第1項第3号 | |  | | | |  |  | | |  | | |
| 医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる施設及び設備を有していますか。 | | | | | | ・平面図 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有していますか。 | | | | | | 省令第143条第2項 予省令第188条  第2項 | | □ | □ | | | □ | | |
| 【診療所の場合（療養病床を有するものを除く。）】 | | | | | | 省令第143条第1項  第4号 予省令第188条  第1項第4号 | |  | | | |  |  | | |  | | |
| 指定短期入所療養介護を提供する病室の床面積は、利用者１人につき6.4平方メートルとなっていますか。 | | | | | | ・平面図 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 有していますか。  ※　一般浴槽・機械浴槽（有るものに○）  ※ 手すり等の設置の有無：有・無 | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 機能訓練を行うための場所を有していますか。 | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有していますか。 | | | | | | 省令第143条第2項 予省令第188条  第2項 | | □ | □ | | | □ | | |
| 【介護医療院の場合】 | | | | | | 省令第143条第１項第５号  予省令第188条  第１項第５号 | | ・平面図 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備を有していますか。 | | | | | |
| 3-1 | | 設備に関する基準  （ユニット型） | | | | 【介護老人保健施設の場合】 | | | | | | 省令第155条の4第1項第1号 予省令第205条  第1項第1号 | |  | | | |  |  | | |  | | |
| 法に規定する介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）として必要とされる施設及び設備を有していますか。 | | | | | | ・平面図 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 【指定介護療養型医療施設の場合】 | | | | | | 省令第155条の4  第1項第2号  予省令第205条  第1項第2号 | |  | | | |  |  | | |  | | |
| 平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設（ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。）として必要とされる施設及び設備を有していますか。 | | | | | | ・平面図 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 【療養病床を有する病院又は診療所の場合】 | | | | | | 省令第155条の4  第1項  第3号、第4号  予省令第205条第1項第3号、第4号 | |  | | | |  |  | | |  | | |
| 平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院又は診療所に限る）に関するものに限る。）を有していますか。 | | | | | | ・平面図 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 【介護医療院の場合】 | | | | | | 省令第155条の4  第1項第５号  予省令第205条  第1項第5号 | |  | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所については、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有していますか。 | | | | | | ・平面図 | | | |
| Ⅳ　運営基準 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |  | | |
| 4 | | 内容及び手続の説明及び同意 | | | | あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項（※）について記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得ていますか。  ※　重要事項とは 　○運営規程の概要（点検項目28参照）　　 　○従業者の勤務体制 　○苦情に対する措置の概要 　○利用者のサービス選択に資すると認められる事項 | | | | | | 省令第155条  【準用第125条】 予省令第195条  【準用第133条】 | | ・重要事項説明書 ・利用申込書 ・同意に係る記録 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 5 | | 対象者 | | | | 利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担軽減等を図るために、一時的に入所して看護，医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、サービスを提供していますか。 | | | | | | 省令第144条  予省令第189条 | | ・利用者に関する記録  （診療情報提供書） | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 6 | | 指定短期入所療養介護の開始及び終了 | | | | 居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所療養介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めていますか。 | | | | | | 省令第155条  【準用第126条  第2項】 予省令第195条 【準用第134条  第2項】 | | ・利用者に関する記録 ・情報提供表 ・短期入所療養介護計画 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 7 | | 提供拒否の 禁止 | | | | 正当な理由なくサービス提供を拒否していませんか。 特に要介護度や所得の多寡を理由にサービス提供を拒否していませんか。 | | | | | | 省令第155条  【準用第9条】 予省令第195条  【準用第49条の3】 | | ・要介護度の分布がわかる資料 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 8 | | サービス提供困難時の対応 | | | | サービス提供が困難な場合、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の事業者等の紹介その他必要な措置を速やかに行っていますか。 | | | | | | 省令第155条  【準用第10条】 予省令第195条  【準用第49条の4】 | | ・利用申込受付簿 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 9 | | 受給資格等の確認 | | | | 利用申込者の被保険者証で、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認していますか。 | | | | | | 省令第155条  【準用第11条  第1項】 予省令第195条  【準用第49条の5  第1項】 | | ・利用者に関する記録 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、サービス提供に際し、その意見を考慮していますか。 | | | | | | 省令第155条  【準用第11条  第2項】 予省令第195条  【準用第49条の5  第2項】 | | □ | □ | | | □ | | |
| 10 | | 要介護認定の申請に係る援助 | | | | 利用申込者が要介護認定を受けていない場合は、要介護認定申請のために必要な援助を行っていますか。 | | | | | | 省令第155条  【準用第12条  第1項】 予省令第195条  【準用第49条の6  第1項】 | | ・利用者に関する記録 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 要介護認定の有効期間が終了する30日前には更新申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 | | | | | | 省令第155条  【準用第12条  第2項】 予省令第195条  【準用第49条の6  第2項】 | | □ | □ | | | □ | | |
| 11 | | 心身の状況等の把握 | | | | サービス担当者会議等を通じて利用者の心身の状況等の把握に努めていますか。 | | | | | | 省令第155条  【準用第13条】 予省令第195条  【準用第49条の7】 | | ・利用者に関する記録 ・サービス担当者会議の要点 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 12 | | 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 | | | | 利用申込者又はその家族に対し、次のような法定代理受領サービスを提供を受けるための援助を行っていますか。   1. 居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町に対して届け出ること等により、指定短期入所療養介護を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること。 2. 居宅介護支援事業所者に関する情報を提供 3. その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助 | | | | | | 省令第155条  【準用第15条】 予省令第195条  【準用第49条の9】 | | ・利用者の届出書 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 13 | | 居宅サービス計画に沿ったサービスの 提供 | | | | 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。 | | | | | | 省令第155条  【準用第16条】 予省令第195条  【準用第49条の10】 | | ・居宅サービス計画書 ・週間サービス計画表 ・短期入所療養介護計画書 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 14 | | サービスの提供の  記録 | | | | 介護サービスを提供した際は、必要な事項を書面に記録していますか。 | | | | | | 省令第155条  【準用第19条  第1項】 予省令第195条  【準用第49条の13第1項】 | | ・サービス提供票・別表 ・業務日誌 ・介護等に関する記録 ・診療録 ・居宅サービス計画書 ・短期入所療養介護計画 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 介護サービスを提供した際は、具体的なサービス内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、情報提供していますか。 | | | | | | 省令第155条  【準用第19条  第2項】 予省令第195条  【準用第49条の13第2項】 | | □ | □ | | | □ | | |
| 15 | | 利用料等の受領 | | | | 法定代理受領サービスの場合、利用者から利用者負担分の支払を受けていますか。 | | | | | | 省令第145条  第1項 予省令第190条  第1項 | | ・サービス提供票・別表 ・領収書控 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 法定代理受領サービスである場合と、そうでない場合との間に不合理な差額を設けていませんか。 | | | | | | 省令第145条  第2項 予省令第190条  第2項 | |  | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 上記の支払いを受ける額のほか，次に掲げる費用の額以外の支払いを受けていますか。  　①　食費 　②　滞在費 　③　利用者が選定する特別な療養室等の提供に係る費用 　④　利用者が選定する特別な食事の提供に係る費用 　⑤　送迎に要する費用（知事が別に定める場合を除く。） 　⑥　理美容代 　⑦　指定短期入所療養介護の提供において提供されるサービスの  うち、日常生活においても通常必要とされる費用であって、利用者負担とすることが適当な費用 | | | | | | 省令第145条  第3項 予省令第190条  第3項 | | 注：保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用は認められない。  （お世話料、管理協力費、共益費、施　設利用補償金といったあいまいな名　目は不可）  注：⑦に係るものは、利用者の個別な希望により提供するものに限る。  （全ての利用者に一律に提供し、全ての利用者から画一的に徴収することは認められない） | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 上記に掲げるサービスの内容及び費用については、あらかじめ、利用者又はその家族に文書を交付して説明を行い、利用者から同意を得ていますか。 | | | | | | 省令第145条  第5項 予省令第190条  第5項 | | ・説明に使用した文書 ・同意に関する記録 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| サービスの提供に要した費用の支払いを受けた際、領収証を交付していますか。 | | | | | | 介護保険法第41条  第8項 | | ・領収書控 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 上記の領収証には、それぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。 | | | | | | 介護保険法施行規則  第65条 | | ・領収書控 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 15-1 | | 利用料等の受領  （ユニット型） | | | | 法定代理受領サービスの場合、利用者から利用者負担分の支払を受けていますか。 | | | | | | 省令第155の5  条第1項 予省令第206条  第1項 | | ・サービス提供票・別表 ・領収書控 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 法定代理受領サービスである場合と、そうでない場合との間に不合理な差額を設けていませんか。 | | | | | | 省令第155条の5  第2項 予省令第206条  第2項 | |  | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 上記の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払いを受けていますか。  　①　食費 　②　滞在費 　③　利用者が選定する特別な療養室等の提供に係る費用 　④　利用者が選定する特別な食事の提供に係る費用 　⑤　送迎に要する費用（知事が別に定める場合を除く。） 　⑥　理美容代 　⑦　指定短期入所療養介護の提供において提供されるサービスの  うち，日常生活においても通常必要とされる費用であって，利用者負担とすることが適当な費用 | | | | | | 省令第155条の5  第3項 予省令第206条  第3項 | | 注：保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用は認められない。  （お世話料、管理協力費、共益費、施　設利用補償金といったあいまいな名　目は不可）  注：⑦に係るものは、利用者の個別な希望により提供するものに限る。  （全ての利用者に一律に提供し、全ての利用者から画一的に徴収することは認められない） | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 上記に掲げるサービスの内容及び費用については、あらかじめ、利用者又はその家族に文書を交付して説明を行い、利用者から同意を得ていますか。 | | | | | | 省令第155条の5  第5項 予省令第206条  第5項 | | ・説明に使用した文書 ・同意に関する記録 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| サービスの提供に要した費用の支払いを受けた際、領収証を交付していますか。 | | | | | | 介護保険法第41条第8項 | | ・領収書控 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 上記の領収証には、それぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。 | | | | | | 介護保険法施行規則第65条 | | ・領収書控 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 16 | | 保険給付の請求のための証明書の交付 | | | | 法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定短期入所療養介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対し交付していますか。 | | | | | | 省令第155条  【準用第21条】 予省令第195条  【準用第50条の2】 | | ・サービス提供証明書控 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 17 | | 指定短期入所療養介護の取扱方針 | | | | 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、当該療養を適切に行っていますか。 | | | | | | 省令第146条  第1項 | | ・利用者に関する記録・診療録 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 相当期間以上（※）継続して入所する利用者については、サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配意していますか。 ※概ね4日以上連続して利用する場合 | | | | | | 省令第146条  第2項 | | ・短期入所療養介護計画書 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| サービス提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っていますか。 | | | | | | 省令第146条  第3項 予省令第197条  第7号 | | ・短期入所療養介護計画書 ・行事，日課予定表 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| サービス提供に当たって、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていませんか。 | | | | | | 省令第146条  第4項 予省令第191条  第1項 | | ・処遇に関する記録 ・身体拘束に関する記録 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| ・以下の身体拘束はないか(あればチェック)  　　　　□徘徊防止のため車いすやﾍﾞｯﾄﾞに縛り付ける  　　　　□転落防止のためﾍﾞｯﾄﾞに縛り付ける  　　　　□ﾍﾞｯﾄﾞを柵で囲む  　　　　□点滴･経管栄養等を抜かないように縛る  　　　　□点滴･経管栄養等を抜かない又は皮膚を掻きむしらないように手袋等を付ける  　　　 □車いす等からずり落ちないように腰ﾍﾞﾙﾄやﾃｰﾌﾞﾙを付ける  □立ち上がれないようないすを使用する  　　　　□介護着(つなぎ服)を着せる□迷惑防止のため､ﾍﾞｯﾄﾞなどに縛り付ける  　　　　□向精神薬を過剰に服用させる  　　　　□自分の意志で開けない居室に隔離する  ・以上でチェックがある場合、以下の要件を満たしているか(満たしていればﾁｪｯｸ)  　　　　□入居者本人又は他の入院患者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い（切迫性）  　　　　□代替する介護方法がない（非代替性）  　　　　□一時的なものである（一時性） | | | | | | | | | | | |  |  | | |  | | |
| サービス提供に当たって、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録していますか。 | | | | | | 省令第146条  第5項　　　　　　　　　予省令第191条  第2項 | | ・身体拘束に関する記録 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 上記の記録は主治医が診療録に行っていますか。 | | | | | | 通知  第3の九の2の（2）の② | | ・診療録 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。 | | | | | | 省令第146条  第6項 | | ・自己評価基準等 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 17-1 | | 指定短期入所療養介護の取扱方針（ユニット型） | | | | 利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行っていますか。 | | | | | | 省令第155条の6  第1項 | |  | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮していますか。 | | | | | | 省令第155条の6  第2項 | |  | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 利用者のプライバシーの確保に配慮していますか。 | | | | | | 省令第155条の6  第3項 | |  | | | | □ | □ | | | □ | | |
| サービスの提供は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その心身の状況等を常に把握しながら、適切に行っていますか。 | | | | | | 省令第155条の6  第4項 | |  | | | | □ | □ | | | □ | | |
| サービス提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。 | | | | | | 省令第155条の6  第5項 | | ・短期入所療養介護計画書 ・行事，日課予定表 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| サービス提供に当たって、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていませんか。 | | | | | | 省令第155条の6  第6項 | | ・処遇に関する記録 ・身体拘束に関する記録 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| ・以下の身体拘束はないか(あればチェック)  　　　　□徘徊防止のため車いすやﾍﾞｯﾄﾞに縛り付ける  　　　　□転落防止のためﾍﾞｯﾄﾞに縛り付ける  　　　　□ﾍﾞｯﾄﾞを柵で囲む  　　　　□点滴･経管栄養等を抜かないように縛る  　　　　□点滴･経管栄養等を抜かない又は皮膚を掻きむしらないように手袋等を付ける  　　　 □車いす等からずり落ちないように腰ﾍﾞﾙﾄやﾃｰﾌﾞﾙを付ける  □立ち上がれないようないすを使用する  　　　　□介護着(つなぎ服)を着せる□迷惑防止のため､ﾍﾞｯﾄﾞなどに縛り付ける  　　　　□向精神薬を過剰に服用させる  　　　　□自分の意志で開けない居室に隔離する  ・以上でチェックがある場合、以下の要件を満たしているか(満たしていればﾁｪｯｸ)  　　　　□入居者本人又は他の入院患者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い（切迫性）  　　　　□代替する介護方法がない（非代替性）  　　　　□一時的なものである（一時性） | | | | | | | | | | | |  |  | | |  | | |
| サービス提供に当たって、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録していますか。 | | | | | | 省令第155条の6  第7項 | | ・身体拘束に関する記録 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 上記の記録は主治医が診療録に行っていますか。 | | | | | | 通知  第3の九の2の（2）の② | | ・診療録 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。 | | | | | | 省令第155条の6  第8項 | | ・自己評価基準等 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 18 | | （指定介護予防短期入所療養介護の基本取扱方針） | | | | 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っていますか。 | | | | | | 予省令第196条  第1項 | |  | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 自らその提供するサービスの質の評価を行い、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図っていますか。 | | | | | | 予省令第196条  第2項 | | ・自己評価基準等 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスを提供していますか。 | | | | | | 予省令第196条  第3項 | |  | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 利用者が有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービス提供に努めていますか。 | | | | | | 予省令第196条  第4項 | |  | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切に働きかけていますか。 | | | | | | 予省令第196条  第5項 | |  | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 19 | | 短期入所療養介護計画の作成 | | | | 管理者は、相当期間にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、病状、希望及びその置かれている環境並びに医師の診療の方針に基づき、サービス提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の従業者と協議のうえ、具体的なサービス内容等を記載した短期入所療養介護計画を作成していますか。 | | | | | | 省令第147条第1項  予省令第197条第2号 | | ・短期入所療養介護計画書 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 既に居宅サービス計画が作成されている場合、短期入所療養介護計画は当該居宅サービス計画に沿った内容となっていますか。 | | | | | | 省令第147条第2項 予省令第197条第3号 | | ・居宅サービス計画書 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 管理者は、短期入所療養介護計画の内容について利用者又はその家族に説明を行い、利用者から同意を得ていますか。 | | | | | | 省令第147条第3項 予省令第197条第4号 | |  | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 管理者は、短期入所療養介護計画を利用者に交付していますか。 | | | | | | 省令第147条第4項 予省令第197条第5号 | |  | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定短期入所療養介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から短期入所療養介護計画の提供の求めがあった際には、当該短期入所療養介護計画を提供することに協力するよう努めていますか。 | | | | | | 通知第3の九の2（3）④ | |  | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 20 | | 指定介護予防短期入所療養介護の具体的取扱方針 | | | | サービス提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、病状、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っていますか。 | | | | | | 予省令第197条第1号 | | ・利用者に関する記録 ・処遇に関する日誌 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 介護予防短期入所療養介護計画が作成されている場合は、当該計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っていますか。 | | | | | | 予省令第197条第6号 | |  | | | | □ | □ | | | □ | | |
| サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように指導又は説明を行っていますか。 | | | | | | 予省令第197条第7号 | |  | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 21 | | 診療の方針 | | | | 診療は、医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上適切に行っていますか。 | | | | | | 省令第148条  第1号 予省令第198条  第１号 | | ・診療録 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 診療に当たっては、利用者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行っていますか。 | | | | | | 省令第148条  第2号 予省令第198条  第2号 | | ・診療録 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行っていますか。 | | | | | | 省令第148条  第3号 予省令第198条  第3号 | | ・利用者に関する記録 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして適切に行っていますか。 | | | | | | 省令第148条  第4号 予省令第198条  第4号 | | ・利用者に関する記録 ・診療録，検査記録，処方箋 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生労働大臣が定めるもの（※）のほか行っていませんか。 | | | | | | 省令第148条  第5号 予省令第198条  第5号 | | ・利用者に関する記録 ・診療録 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| ※ 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等第五に定める療法等 | | | | | |  |  | | |  | | |
| 別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品（※）を利用者に施用し，又は処方していませんか。 | | | | | | 省令第148条  第6号 予省令第198条  第6号 | | ・診療録，処方箋 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| ※ 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等第六に定める使用医薬品 | | | | | |  |  | | |  | | |
| 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じていますか。 | | | | | | 省令第148条  第7号 予省令第198条  第7号 | | ・勤務に関する記録 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 22 | | 機能訓練 | | | | 利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため，必要な理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行っていますか。 | | | | | | 省令第149条　　　　　　予省令第199条 | | ・訓練に関する記録・診療録・リハビリテーション記録 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 23 | | 看護及び医学的管理の下における介護 | | | | 利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われていますか。 | | | | | | 省令第150条  第1項  予省令第200条  第1項 | | ・看護及び介護の記録 ・診療録 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしていますか。 | | | | | | 省令第150条  第2項 予省令第200条  第2項 | | ・看護及び介護の記録 ・入浴に関する記録 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っていますか。 | | | | | | 省令第150条  第3項 予省令第200条  第3項 | | ・看護及び介護の記録 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えていますか。 | | | | | | 省令第150条  第4項 予省令第200条  第4項 | | ・看護及び介護の記録 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 上記までのほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行っていますか。 | | | | | | 省令第150条  第5項 予省令第200条  第5項 | | ・看護及び介護の記録 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 利用者に対して、利用者の負担により、当該事業者の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせていませんか。 | | | | | | 省令第150条  第6項 予省令第200条  第6項 | | ・看護及び介護の記録 ・職員勤務表 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 23-1 | | 看護及び医学的管理の下における介護（ユニット型） | | | | 各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われていますか。 | | | | | | 省令第155条の7  第1項  予省令第212条  第1項 | | ・看護及び介護の記録 ・診療録 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 利用者が、その病状及び心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って日常生活における家事を行うよう適切に支援していますか。 | | | | | | 省令第155条の7  第2項  予省令第212条  第2項 | | ・看護及び介護の記録 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供していますか。（やむを得ない場合には、清拭（しき）を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。） | | | | | | 省令第155条の7  第3項  予省令第212条  第3項 | | ・看護及び介護の記録  ・入浴に関する記録 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っていますか。 | | | | | | 省令第155条の7  第4項  予省令第212条  第4項 | | ・看護及び介護の記録 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えていますか。 | | | | | | 省令第155条の7  第5項  予省令第212条  第5項 | | ・看護及び介護の記録 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 上記までのほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行っていますか。 | | | | | | 省令第155条の7  第6項  予省令第212条  第6項 | | ・看護及び介護の記録 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 利用者に対して、利用者の負担により、当該事業者の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせていませんか。 | | | | | | 省令第155条の7  第7項  予省令第212条  第7項 | | ・看護及び介護の記録 ・職員勤務表 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 24 | | 食事の提供 | | | | 栄養並びに利用者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供していますか。 | | | | | | 省令第151条第1項  予省令第201条  第1項 | | ・献立表 ・嗜好に関する調査 ・残食の記録 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 利用者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めていますか。 | | | | | | 省令第151条第2項　　　予省令第201条  第2項 | | ・配膳に関する記録 ・看護及び介護の記録 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 調理はあらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしていますか。 | | | | | | 通知 第3の九の2の(7)の② | | ・献立表 ・調理に関する記録又は日誌 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 夕食時間は午後6時以降とすることが望ましいが、早くても午後5時以降となっていますか。 | | | | | | 通知  第3の九の2の(7)の③ | | ・配膳に関する記録 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 食事の提供に関する業務は事業者自ら行っていますか。委託する場合は、事業者が業務遂行上必要な注意を果たし得るような体制と契約内容により、食事サービスの質が確保されていますか。 | | | | | | 通知 第3の九の2の(7)の④ | | ・業者委託の場合，契約書 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 療養室等関係部門と食事関係部門との連携が十分に取られていますか。 | | | | | | 通知 第3の九の2の(7)の⑤ | |  | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 栄養食事相談を行っていますか。 | | | | | | 通知 第3の九の2の(7)の⑥ | | ・相談に関する記録 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 医師又は栄養士を含む会議において食事の内容の検討を行っていますか。 | | | | | | 通知 第3の九の2の(7)の⑦ | | ・検討に関する記録 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 24-1 | | 食事の提供  （ユニット型） | | | | 栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供していますか。 | | | | | | 省令第155条の8  第1項  予省令第213条  第1項 | | ・献立表 ・嗜好に関する調査 ・残食の記録 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により食事の自立について必要な支援を行っていますか。 | | | | | | 省令第155条の8  第2項  予省令第213条  第2項 | | ・配膳に関する記録 ・看護及び介護の記録 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じて可能な限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保していますか。 | | | | | | 省令第155条の8  第3項  予省令第213条  第3項 | | ・配膳に関する記録  ・看護及び介護の記録 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事をとることを支援していますか。 | | | | | | 省令第155条の8  第4項  予省令第213条  第4項 | | ・配膳に関する記録  ・看護及び介護の記録 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 調理はあらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしていますか。 | | | | | | 通知 第3の九の2の(7)の② | | ・献立表 ・調理に関する記録又は日誌 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 夕食時間は午後6時以降とすることが望ましいが、早くても午後5時以降となっていますか。 | | | | | | 通知 第3の九の2の(7)の③ | | ・配膳に関する記録 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 食事の提供に関する業務は事業者自ら行っていますか。委託する場合は、事業者が業務遂行上必要な注意を果たし得るような体制と契約内容により、食事サービスの質が確保されていますか。 | | | | | | 通知 第3の九の2の(7)の④ | | ・業者委託の場合，契約書 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 療養室等関係部門と食事関係部門との連携が十分に取られていますか。 | | | | | | 通知 第3の九の2の(7)の⑤ | |  | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 栄養食事相談を行っていますか。 | | | | | | 通知 第3の九の2の(7)の⑥ | | ・相談に関する記録 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 医師又は栄養士を含む会議において食事の内容の検討を行っていますか。 | | | | | | 通知 第3の九の2の(7)の⑦ | | ・検討に関する記録 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 25 | | その他のサービスの提供 | | | | 適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めていますか。 | | | | | | 省令第152条第1項　　　予省令第202条  第1項 | | ・事業計画（報告）書 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 常に利用者の家族との連携を図るよう努めていますか。 | | | | | | 省令第152条第2項　　　予省令第202条  第2項 | | ・利用者に関する記録 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 25-1 | | その他のサービスの提供（ユニット型） | | | | 利用者の嗜（し）好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援していますか。 | | | | | | 省令第155条の9  第1項  予省令第214条  第1項 | | ・事業計画（報告）書 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 常に利用者の家族との連携を図るよう努めていますか。 | | | | | | 省令第155条の9  第2項  予省令第214条  第2項 | | ・利用者に関する記録 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 26 | | 利用者に関する市町への通知 | | | | 利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町に通知していますか。  　①　正当な理由なしに指定短期入所療養介護の利用に関する指示  　　に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。   1. 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 | | | | | | 省令第155条  【準用第26条】  予省令第195条  【準用第50条の3】 | | ・市町に送付した通知に係る記録 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 27 | | 管理者の責務 | | | | 事業所の従業者及び業務の管理は、管理者により一元的に行われていますか。 | | | | | | 省令第155条  【準用第52条第1項、第2項】  予省令第195条  【準用第52条】 | | ・組織図，組織規程 ・業務分担表 ・業務報告書 ・業務日誌等 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 事業所の従業者に短期入所療養介護の運営に関する基準を遵守させるため、管理者により必要な指揮命令が行われていますか。 | | | | | |  | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 28 | | 運営規程 | | | | 指定短期入所療養介護事業所ごとに次に掲げる重要事項に関する規程を定めていますか。 | | | | | | 省令第153条  予省令第192条  （ユニット型）  省令第155条の10  予省令第207条 | | ・運営規程 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| ⓵事業の目的及び運営の方針 ⓶従業者の職種、員数及び職務の内容 ⓷指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⓸通常の送迎の実施地域 ⓹施設利用に当たっての留意事項 ⓺非常災害対策  ⓻虐待の防止のための措置に関する事項 ⓼その他運営に関する重要事項 | | | | | |
| 29 | | 勤務体制の 確保等 | | | | 利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう事業所ごとに勤務の体制（日々の勤務時間、職務内容、常勤・非常勤の別等）を定めていますか。 | | | | | | 省令第155条  【準用第101条  第1項】  予省令第195条  【準用第120条の2  第1項】 | | ・就業規則 ・運営規程 ・雇用契約書 ・勤務表 （原則として月ごと） | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 当該病院、診療所又は介護老人保健施設の従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別等を勤務表上明確にし、人員に関する基準が満たされていることを明らかにしていますか。 | | | | | | 通知  第3の六の3の（5） | | ・職員勤務表 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 当該事業所の従業者によってサービスを提供していますか。 | | | | | | 省令第155条  【準用第101条  第2項】  予省令第195条  【準用第120条の2  第2項】 | | ・勤務表 ・雇用契約書 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 事業所従業者の資質向上のために、研修の機会を確保していますか。  また、その際全ての短期入所療養介護従業者に対し、認知症介護にかかる基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じていますか。 | | | | | | 省令第155条  【準用第101条  第3項】  予省令第195条  【準用第120条の2  第3項】 | | ・研修計画、出張命令 ・研修会資料 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、短期入所療養介護従業者の職業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な以下のような措置を講じていますか。   1. 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発する。 2. 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。 | | | | | | 省令第155条  【準用第101条  第4項】  予条例第195条  【準用第120条の2  第4項】 | |  | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 29-1 | | 勤務体制の 確保等  （ユニット型） | | | | 利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう事業所ごとに勤務の体制（日々の勤務時間、職務内容、常勤・非常勤の別等）を定めていますか。 | | | | | | 省令第155条の10の2第1項  予省令第208条  第1項 | | ・就業規則 ・運営規程 ・雇用契約書 ・勤務表 （原則として月ごと） | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 当該病院、診療所又は介護老人保健施設の従業者の日々の勤務時間，常勤・非常勤の別等を勤務表上明確にし、人員に関する基準が満たされていることを明らかにしていますか。 | | | | | | 通知  第3の六の3の（5） | | ・職員勤務表 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置していますか。 | | | | | | 省令第155条の10の2第2項  予省令第208条第2項 | | ・職員勤務表 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 夜間及び深夜については、２ユニットごとに１人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置していますか。 | | | | | | ・職員勤務表 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置していますか。 | | | | | | ・職員勤務表 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 当該事業所の従業者によってサービスを提供していますか。 | | | | | | 省令第155条の10の2第3項  予省令第208条  第3項 | | ・勤務表 ・雇用契約書 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 事業所従業者の資質向上のために、研修の機会を確保していますか。  また、その際全ての短期入所療養介護従業者に対し、認知症介護にかかる基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じていますか。 | | | | | | 省令第155条の10の2第4項  予省令第208条  第4項 | | ・研修計画、出張命令 ・研修会資料 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、短期入所療養介護従業者の職業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。 | | | | | | 省令第155条の10の2第5項  予省令第208条  第5項 | |  | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 30 | | 業務継続計画の策定等 | | | | 感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定していますか。 | | | | | | 省令第155条  【準用第30条の2第1項】  予省令第195条  【準用第53条の2の2第1項】 | |  | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 短期入所療養介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施していますか。 | | | | | | 省令第155条  【準用第30条の2第2項】  予省令第195条  【準用第53条の2の2第2項】 | |  | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。 | | | | | | 省令第155条  【準用第30条の2第3項】  予省令第195条  【準用第53条2の2  第3項】 | |  | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 31 | | 定員の遵守 | | | | 次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行っていませんか。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。 | | | | | | 省令第154条  予省令第193条 | | ・利用者名簿  ・運営規程  ・利用者数及び入所者数がわかる  名簿、記録 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 1. 介護老人保健施設である場合は、利用者を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合において、入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数 2. 療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である場合は、療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者数 3. 診療所（療養病床を有するものを除く。）である場合は、指定短期入所療養介護を提供する病床数及び病室の定員を超えることとなる利用者数 4. 介護医療院である場合は、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数 | | | | | |  |  | | |  | | |
| 31-1 | | 定員の遵守  （ユニット型） | | | | 次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行っていませんか。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は，この限りではありません。 | | | | | | 省令第155条の11  予省令第209条 | | ・利用者名簿  ・運営規程  ・利用者数及び入所者数がわかる  名簿、記録 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 1. ユニット型介護老人保健施設である場合は、利用者を当該ユニット型介護老人保健施設の入所者とみなした場合において、入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数 2. ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては、利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員及び病室の定員を超えることとなる利用者数 3. ユニット型介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数 | | | | | |  | | | |  |  | | |  | | |
| 32 | | 非常災害対策 | | | | 非常災害が発生した場合における利用者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（事業所防災計画）を策定し、事業所の見やすい場所に掲示していますか。 | | | | | | 条例第5条第1項  予条例第5条第  1項 | | ・消防計画 ・避難訓練 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 事業所防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的にこれらの体制について従業者及び利用者に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行っていますか。 | | | | | | 条例第5条第2項  予条例第5条第2項 | |  | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めていますか。 | | | | | | 条例第5条第3項  要条例第5条第3項 | |  | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 訓練の結果に基づき、事業所防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて事業所防災計画の見直しを行っていますか。 | | | | | | 条例第5条第4項  予条例第5条第4項 | |  | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 非常災害が発生した場合に従業者及び利用者が事業所において当面の避難生活ができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めていますか。 | | | | | | 条例第5条第5項  予条例第5条第5項 | |  | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 33 | | 衛生管理等 | | | | 利用者の使用する施設、食器その他の設備・飲料水について、衛生的な管理に努め又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行っていますか。 | | | | | | 省令第155条  【準用第118条  第1項】  予省令第195条  【準用第121条  第1項】 | | ・水質検査等の記録 ・受水槽、浴槽の清掃記録 ・衛生管理マニュアル等 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じていますか。  ⓵感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催、その結果の周知徹底  ⓶事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備  ⓷短期入所療養介護従業者に対する感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練の定期的な実施。  ※感染症の予防及びまん延の防止のための措置は令和6年3月31日まで努力義務。（令和6年4月1日より義務化）  特に、インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、別途発出されている通知に基づき、適切な措置を講じていますか。 | | | | | | 省令第155条  【準用第118条  第2項】  予省令第195条  【準用第121条  第2項】 | | ・感染症対策マニュアル等 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言・指導を求めるとともに、密接な連携を図っていますか。 | | | | | | 通知  第3の七の3の(5) | | ・研修等参加記録 ・指導等に関する記録 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 34 | | 重要事項の掲示 | | | | 事業所の利用者が見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。 | | | | | | 省令第155条  【準用第32条第1項】  予省令第195条  【準用第53条の4  第1項】 | |  | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 上記の掲示を行っていない場合は、代わりに運営規程の概要、短期入所療養介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した書面を、事業所に備え付け、いつでも関係者に自由に閲覧できるようにしていますか。 | | | | | | 省令第73条  【準用第32条第2項】  予省令第195条  【準用第53条の4  第2項】 | |  | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 35 | | 秘密保持等 | | | | 従業者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じていますか。 | | | | | | 省令第155条  【準用第33条  第1項】  予省令第195条  【準用第53条の5  第1項】 | | ・就業時の取り決め等の記録 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じていますか。 | | | | | | 省令第155条  【準用第33条  第2項】  予省令第195条  【準用第53条の5  第2項】 | | ・就業時の取り決め等の記録 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、若利用者家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を書面により得ていますか。 | | | | | | 省令第155条  【準用第33条  第3項】  予省令第195条  【準用第53条の5  第3項】 | | ・利用者及び家族の同意書 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 36 | | 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 | | | | 居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。 | | | | | | 省令第155条  【準用第35条】  予省令第195条  【準用第53条の7】 | |  | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 37 | | 苦情処理 | | | | 利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するための必要な措置を講じていますか。また苦情に関する市町・国保連等の調査に協力し、指導助言に従って必要な改善を行っていますか。 | | | | | | 省令第155条  【準用第36条】  予省令第195条  【準用第53条の8】 | | ・運営規程  ・苦情に関する記録  ・苦情対応マニュアル  ・苦情に対する対応結果記録  ・指導等に関する改善記録  ・市町への報告記録  ・国保連からの指導に対する改善  記録  ・国保連への報告書 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 苦情件数　：　月　　　　件程度 　　苦情相談窓口の設置　：　有　・　無 　　相談窓口担当者　： | | | | | |  |  | | |  | | |
| 苦情相談を受けたことがある場合、苦情相談等の内容を記録・保存していますか。 苦情相談を受けたことがない場合、苦情相談等の内容を記録・保存する準備をしていますか。 | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 38 | | 地域との連携等 | | | | 事業の運営に当たっては、提供した指定短期入所療養介護に関する利用者からの苦情に関して市町が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町が実施する事業に協力するよう努めていますか。 | | | | | | 省令第155条  【準用第36条の2】  予省令第195条  【準用第53条の9】 | | ・地域交流に関する記録 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 39 | | 地域等との連携 | | | | 指定短期入所療養介護の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めていますか。 | | | | | | 省令第155条  【準用第139条】　　　　　　　予省令第195条  【準用第140条】 | |  | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 40 | | 事故発生時の対応 | | | | 事故が発生した場合は、市町、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。  また、事故の状況や措置について記録していますか。 過去に事故が発生していない場合でも、発生した場合に備えて、あらかじめ対応方法や記録様式等を準備していますか。  　→過去一年間の事故事例の有無：　有　・　無 | | | | | | 省令第155条  【準用第37条第1項、第2項、第3項】 予省令第195条  【準用第53条の10】 | | ・事故対応マニュアル ・事故に関する記録 ・事故発生報告書 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行っていますか。賠償すべき事故が発生したことがない場合でも損害賠償を速やかに行える準備をしていますか。  　→損害賠償保険への加入：　有　・　無 | | | | | | ・損害賠償関係書類 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 事故が生じた際には、原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。 | | | | | | ・事故再発防止検討記録 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 41 | | 虐待の防止 | | | | 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じていますか。   1. 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、短期入所療養介護従業者に周知徹底。 2. 事業所における虐待防止のための指針の整備 3. 事業所において、短期入所療養介護従業者に対し、虐待の防止のための研修の徹底的な実施。 4. ③を適切に実施するための担当者の配置。 | | | | | | 省令第115条  【準用第37条の2】  予省令第195条  【準用第53条の10の2】 | |  | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 42 | | 会計の区分 | | | | 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定短期入所療養介護事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。 | | | | | | 省令第155条  【準用第38条】  予省令第195条  【準用第53条の11】 | | ・会計関係書類 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 43 | | 記録の整備 | | | | 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。 | | | | | | 省令第154条の2  第1項 予省令第194条  第1項 | | ・職員名簿・設備台帳 ・会計関係書類 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 次に掲げる介護サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存していますか。  ①短期入所療養介護計画書 ②提供した具体的なサービス内容等の記録 ③身体拘束に関する記録 ④市町への通知に係る記録 ⑤苦情の内容等の記録 ⑥事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 | | | | | | 省令第154条の2  第2項  条例第4条 予省令第195条  第2項  予条例第4条 | | ・短期入所療養介護計画書 ・サービス提供記録 ・身体的拘束等に関する記録 ・市町への通知に係る記録 ・苦情の記録 ・事故の記録 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| Ⅴ　変更の届出等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |  | | |
| 44 | | 変更の届出等 | | | | 当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは，10日以内にその旨を県知事に届け出ていますか。  □　事業所の名称及び所在地  □　申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名  □　申請者の登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）  □　省令第142条第1項各号の規定のいずれかの適用をうけるもの  かの別  □　建物の構造概要及び平面図  □　当該申請に係る事業を行う事業所における入院患者又は入所者  の定員  □　事業所の管理者の氏名、生年月日、住所  □　運営規程 | | | | | | 介護保険法  第75条第１項  介護保険法施行規則  第13１条第１項及び第２項 | | ・届出書類の控 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| Ⅵ－１　介護給付費関係　　<共通> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |  | | |
| 45 | | 基本的事項 | | | | 指定短期入所療養介護に要する費用の額は，平成12年厚生省告示第19号の別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」により算定していますか。 | | | | | | 平12厚告19の一 | | ・短期入所療養介護計画書 ・介護給付費請求書 ・介護給付明細書 ・サービス提供票・別表 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 指定短期入所療養介護に要する費用の額は，平成27年厚生労働省告示第93号の「厚生労働大臣が定める１単位の単価」に，別表に定める単位数を乗じて算定していますか。 | | | | | | 平12厚告19の二 | | □ | □ | | | □ | | |
| １単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは，端数金額を切り上げて計算していますか。 | | | | | | 平12厚告19の三 | | □ | □ | | | □ | | |
| Ⅵ－２　介護給付費関係（介護予防）　<共通> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |  | | |
| 46 | | 基本的事項 | | | | 指定介護予防短期入所療養介護に要する費用の額は，平成18年厚生労働省告示第127号の別表「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」により算定していますか。 | | | | | | 平18厚告127の一 | | ・介護予防短期入所療養介護  計画書 ・介護給付費請求書 ・介護給付明細書 ・サービス提供票・別表 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 指定介護予防短期入所療養介護に要する費用の額は，平成27年厚生労働省告示第93号の「厚生労働大臣が定める１単位の単価」に，別表に定める単位数を乗じて算定していますか。 | | | | | | 平18厚告127の二 | | □ | □ | | | □ | | |
| １単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは，端数金額を切り捨てて計算していますか。 | | | | | | 平18厚告127の三 | | □ | □ | | | □ | | |
| **1-1　療養病床を有する病院における短期入所療養介護費** | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 47 | | 病院療養病床短期入所療養介護費   病院療養病床経過型短期入所療養介護費   ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費   ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費 | | | | 厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病棟において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める施設基準に掲げる区分（従来型個室、多床室、ユニット型個室、ユニット型準個室）に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定していますか。 | | | | | | 平12厚告19  別表9ロ 注1 | | ・介護給付費請求書 ・介護給付明細書 ・職員勤務表 ・常勤・非常勤職員の員数が  わかる書類 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から25単位を控除して得た単位数を算定していますか。 | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が人員基準を満たさない場合は、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を算定していますか。 | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 48 | | ユニットにおける  減算 | | | | 厚生労働大臣が定める施設基準（※）を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定していますか。 | | | | | | 平12厚告19  別表9ロ 注3 | | ・職員勤務表 ・常勤・非常勤職員の員数がわかる  書類 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| ※ イ　日中については、ユニットごとに常時１人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 ロ　ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。 | | | | | |  |  | | |  | | |
| 49 | | 特定病院療養病床短期入所療養介護費 | | | | 厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病棟において、厚生労働大臣が別に定める者（※）に対して日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、短期入所療養介護計画に位置付けられた内容のサービス提供を行うのに要する標準的な時間でそれぞれ所定単位数を算定していますか。 | | | | | | 平12厚告19  別表9ロ 注2 | | ・介護給付費請求書 ・介護給付明細書 ・職員勤務表 ・常勤・非常勤職員の員数が  わかる書類 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| ※ 難病等を有する中重度者又は末期の悪性腫瘍の利用者であって、サービスの提供に当たり、常時看護師による観察を必要とするもの | | | | | |  |  | | |  | | |
| 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から25単位を控除して得た単位数を算定していますか。 | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が人員基準を満たさない場合は、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を算定していますか。 | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 50 | | 病院療養病床療養  環境減算 | | | | 厚生労働大臣が定める施設基準に該当する事業所（※）については、1日につき25単位を減算していますか。  ※療養病床の病室が医療法施行規則第16条第1項第十一号イに規定する基準に該当していないこと。 | | | | | | 平12厚告19  別表9ロ 注4 | | ・平面図 ・職員名簿、勤務表 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 51 | | 医療法施行規則第49条が適用される病院にかかる減算 | | | | 医師の配置について、医療法施行規則第49条の規定が適用されている病院については、1日つき12単位を減算していますか。 | | | | | | 平12厚告19  別表9ロ  注5 | |  | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 52 | | 夜間勤務等看護加算 | | | | 厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関するの基準を満たすものとして県知事に届け出た事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を加算していますか。 | | | | | | 平12厚告19  表のロ 注6 | | ・職員勤務表 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| （１）夜間勤務等看護（Ⅰ）　　23単位 （２）夜間勤務等看護（Ⅱ）　　14単位 （３）夜間勤務等看護（Ⅲ）　　14単位 （４）夜間勤務等看護（Ⅳ）　　 7単位 | | | | | |  | | | |  |  | | |  | | |
| 53 | | 認知症行動・心理症状緊急対応加算 | | | | 医師が、認知症の行動・心理症状（※）が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定短期入所療養介護を利用することが適当であると判断した者に対しサービス提供を行った場合は、利用を開始した日から起算して７日を限度として、１日につき200単位を加算していますか。  ※認知症による認知機能の障害に伴う、妄想・幻覚・興奮・暴言等の症状を指す。 | | | | | | 平12厚告19  別表9ロ 注7 | | ・介護サービス計画書の記録 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 54 | | 緊急短期入所受入  加算 | | | | 厚生労働大臣が定める利用者（※）に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して７日（利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日）を限度として１日につき90単位を加算していますか。  ただし、認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は算定しない。 | | | | | | 平12厚告19  別表9ロ 注8 | |  | | | | □ | □ | | | □ | | |
| ※ 利用者の状態や家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所療養介護を受けることが必要と認めた利用者 | | | | | |  | |  | | | |  |  | | |  | | |
| 55 | | 若年性認知症利用者受入加算 | | | | 厚生労働大臣が定める基準（※）に適合しているものとして県知事に届け出た事業所において、若年性認知症利用者に対してサービス提供を行った場合には、病院療養病床短期入所療養介護費、病院療養病床経過型短期入所療養介護費、ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費及びユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費については1日につき120単位を、特定病院療養病床短期入所療養介護費については1日につき60単位を加算していますか。 | | | | | | 平12厚告19  別表の9 ロ 注9 | | ・届出書写 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| ※ 受け入れた若年性認知症利用者（初老期における認知症によって要介護者となった者）ごとに個別の担当者を定めていること。 | | | | | |  | | | |  |  | | |  | | |
| ただし，認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は算定していませんか。 | | | | | |  | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 56 | | 送迎加算 | | | | 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、居宅と事業所との間の送迎を行う場合は，片道につき184単位を加算していますか。 | | | | | | 平12厚告19  別表9ロ 注10 | | ・送迎に関する記録 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 57 | | 従来型個室利用者が多床室で算定する場合 | | | | 従来型個室利用者で次のいずれかに該当する者に対して、多床室の報酬（病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅰ）の（ⅳ）、（ⅴ）若しくは（ⅵ）、病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅱ）の（ⅲ）若しくは（ⅳ）若しくは病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅲ）の（ⅱ）又は病院療養病床経過型短期入所療養介護費（Ⅰ）の（ⅱ）若しくは（Ⅱ）の（ⅱ））を算定していますか。 | | | | | | 平12厚告19  別表9ロ  注11 | | ・利用者に関する記録 | | | | □ | □ | | | □ | |
| イ　感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者 ロ　病室の面積が6.4㎡以下の従来型個室を利用する者 ハ　著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者 | | | | | |  | |  | | | |  |  | | |  | | |
| 58 | | その他 | | | | 注１及び注6の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、注１及び注６の規定による届出があったものとみなしていますか。 | | | | | | 平12厚告19  別表9ロ 注12 | | ・届出書写 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 59 | | 連続した利用 | | | | 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合は、30日を超える日以降に受けたサービスについては、短期入所療養介護費を算定していませんか。 | | | | | | 平12厚告19  別表9ロ 注13 | | ・利用者に関する記録 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 60 | | 療養食加算 | | | | 次に掲げるいずれの基準（※１）にも適合するものとして県知事に届け出て、当該基準による食事の提供を行う事業所が、厚生労働大臣が定める療養食（※２）を提供したときは、１日につき３回を限度として８単位を加算していますか。 | | | | | | 平12厚告19  別表9ロ （6） | | ・届出書写  ・食事せん  ・献立表 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| ※１ ①食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。 ②利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。 ③食事の提供が、定員利用・人員基準に適合している事業所において行われていること。 | | | | | |  | |  | | | |  |  | | |  | | |
| ※２ 疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食 | | | | | |  | |  | | | |  |  | | |  | | |
| 61 | | 認知症専門ケア加算 | | | | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者（※）に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１日につき次に掲げる所定単位数を加算していますか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。  （１）認知症専門ケア加算（Ⅰ）　３単位  （２）認知症専門ケア加算（Ⅱ）　４単位  ※厚生労働大臣が定める者は次のとおり  日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者 | | | | | | 平12厚告19  別表9ロ （７） | |  | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 認知症専門ケア加算（Ⅰ）  ※いずれにも適合すること | | | | | | | 事業所又は施設における利用者、入所者又は入院患者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が２分の１以上であること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては、１以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては、１に、当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 当該事業所又は施設の従業者に対する、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 認知症専門ケア加算（Ⅱ）  ※いずれにも適合すること | | | | | | | 事業所又は施設における利用者、入所者又は入院患者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が２分の１以上であること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては、１以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては、１に、当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 当該事業所又は施設の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を１名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 当該事業所又は施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 62 | | 特定診療費 | | | | 利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を加算していますか。 | | | | | | 平12厚告19  別表の9ロ （8） | | ・診療録等 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 63 | | サービス提供体制  強化加算 | | | | 平成27年厚生労働省告示第95号の四十に適合しているものとして県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が利用者に対しサービス提供を行った場合は、1回につき次の単位数を加算していますか。  （１） サービス提供体制強化加算（Ⅰ）　　22単位  （２） サービス提供体制強化加算（Ⅱ）　 18単位  （３） サービス提供体制強化加算（Ⅲ）　　 6単位 | | | | | | 平12厚告19  別表9ロ  （9） | | ・前年度の職員の割合についての確認書類 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定していませんか。 | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| サービス提供体制強化加算 （Ⅰ）  ※いずれにも適合すること | | | | | | | 次のいずれかに適合すること  ・指定短期入所療養介護を行う療養病床に係る病棟（以下「療養病棟」）の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の80以上であること。  ・指定短期入所療養介護を行う療養病棟の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の35以上であること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 定員利用・人員基準に適合している事業所であること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| サービス提供体制強化加算 （Ⅱ）  ※いずれにも適合すること | | | | | | | 指定短期入所療養介護を行う療養病床の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 定員利用・人員基準に適合している事業所であること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| サービス提供体制強化加算 （Ⅲ）  ※いずれにも適合すること | | | | | | | 次のいずれかに適合すること  ・療養病棟の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。  ・療養病棟の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上であること。  ・指定短期入所療養介護を行う療養病棟の指定短期入所療養介護又は介護療養施設サービスを利用者又は入院患者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 定員利用・人員基準に適合している事業所であること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 64 | | 介護職員処遇改善  加算 | | | 介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして県知事に届け出た事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合には、次に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間に次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。  （１）介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 　次の①に適合している場合 　基本サービス費に各種加算減算を加えた 　総単位数の 1000分の26に相当する単位数  （２）介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 　次の①（1）～（6）、（７）の（一）～（四）及び（８）に適合している場合 　基本サービス費に各種加算減算を加えた 　総単位数の 1000分の19に相当する単位数  （３）介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 　次の①（1）～（6）に適合し、②に適合している場合 　基本サービス費に各種加算減算を加えた 　総単位数の 1000分の10に相当する単位数 | | | | | | | 平12厚告19  別表9ロ  （10） | |  | | | | □ | □ | | | □ | | |
| ① | | | | | （1）介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額が、介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 | | | | | | | | | | | | | □ | | | □ | | □ | | |
| （2）当該指定短期入所療養介護事業所において、上記の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。 | | | | | | | | | | | | | □ | | | □ | | □ | | |
| （3）介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。 | | | | | | | | | | | | | □ | | | □ | | □ | | |
| （4）当該短期入所療養介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。 | | | | | | | | | | | | | □ | | | □ | | □ | | |
| （5）算定日が属する月の前12月間において、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、雇用保険法(昭和49年法律第116号)その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。 | | | | | | | | | | | | | □ | | | □ | | □ | | |
| （6）労働保険料の納付が適正に行われていること。 | | | | | | | | | | | | | □ | | | □ | | □ | | |
| （7）次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  　（一）介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。  　（二）（一）の要件について書面をもって作成し、すべての介護職員に周知していること。  　（三）介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。  　（四）（三）について、全ての介護職員に周知していること。  　（五）介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。  （六）（五）の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 | | | | | | | | | | | | | □ | | | □ | | □ | | |
| （8）（２）の届出に係る計画の期間中に実施する介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。 | | | | | | | | | | | | | □ | | | □ | | □ | | |
| ② | | | | | 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 (一)　次に掲げる要件の全てに適合すること。 　a　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。  b　aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 (二)　次に掲げる要件の全てに適合すること。  A 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。  B　Aについて、全ての介護職員に周知していること。 | | | | | | | | | | | | | □ | | | □ | | □ | | |
| 65 | | 介護職員等特定処遇改善加算 | | | 介護職員の賃金の改善等を実施しているものとし県知事に届け出た事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合には、次に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 | | | | | | 平12厚告19  別表9ロ  （11） | | | | |  | | □ | | | □ | | □ | | |
| （１）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）  　次の①～⓼に適合している場合  　基本サービス費に各種加算減算を加えた  　総単位数の 1000分の27に相当する単位数  （２）介護職員処遇改善加算（Ⅱ）  　次の⓵～⓸、⓺～⓼に適合している場合  　基本サービス費に各種加算減算を加えた  　総単位数の 1000分の23に相当する単位数 | | | | | |
|  | | | | | | | 次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を  上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じている。   1. 介護福祉士であって、経験・技能のある介護職員のうち1人は賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は、賃金改善後の賃金の見込額が、年額440万円以上あること。 2. 事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。 3. 介護職員（経験・技能のある職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。 4. 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年間440万円を上回らないこと。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
|  | | | | | | | 事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、すべての職員に周知し、知事に届け出ていること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
|  | | | | | | | 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
|  | | | | | | | 事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を県知事に報告すること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
|  | | | | | | | 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。   1. 短期入所療養介護費におけるサービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）のいずれかを届け出ていること。 2. 指定介護療養型医療施設である指定短期入所療養介護事業所にあっては当該介護療養型医療施設が、介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）を届け出でいること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
|  | | | | | | | 短期入所療養介護費における介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
|  | | | | | | | ⓶の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額をすべての職員に周知していること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
|  | | | | | | | ⓻の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| **1-2　療養病床を有する病院における短期入所療養介護費　（介護予防）** | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 66 | | 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費   ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費   ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 | | | | 厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病棟において、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び厚生労働大臣が定める施設基準に掲げる区分（従来型個室、多床室、ユニット型個室、ユニット型準個室）に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定していますか。 | | | | | | 平18厚告127  別表7ロ 注1 | | ・介護給付費請求書 ・介護給付明細書 ・職員勤務表 ・常勤・非常勤職員の員数が  わかる書類 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| ただし、夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から25単位を控除して得た単位数を算定していますか。 | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が人員基準を満たさない場合は、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を算定していますか。 | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 67 | | ユニットにおける  減算 | | | | 厚生労働大臣が定める施設基準（※）を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定していますか。 | | | | | | 平18厚告127  別表7ロ 注2 | | ・職員勤務表 ・常勤・非常勤職員の員数がわかる  書類 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| ※ イ　日中については、ユニットごとに常時１人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 ロ　ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。 | | | | | |  |  | | |  | | |
| 68 | | 病院療養病床療養  環境減算 | | | | 厚生労働大臣が定める施設基準に該当する事業所については，1日につき25単位を減算していますか。 | | | | | | 平18厚告127  別表7ロ 注3 | | ・平面図 ・職員名簿，勤務表 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 69 | | 医療法施行規則第49条が適用される病院に係る減算 | | | | 医師の配置について、医療法施行規則第49条の規定が適用されている病院については、1日につき12単位を減算していますか。 | | | | | | 平18厚告127  別表7ロ 注4 | |  | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 70 | | 夜間勤務等看護加算 | | | | 厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして県知事に届け出た事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を加算していますか。 | | | | | | 平18厚告127  別表7ロ 注5 | | ・職員勤務表 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| （１）夜間勤務等看護（Ⅰ）　　23単位 （２）夜間勤務等看護（Ⅱ）　　14単位 （３）夜間勤務等看護（Ⅲ）　　14単位 （４）夜間勤務等看護（Ⅳ）　　 7単位 | | | | | |  | |  | | | |  |  | | |  | | |
| 71 | | 認知症行動・心理症状緊急対応加算 | | | | 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定介護予防短期入所療養介護を利用することが適当であると判断した者に対しサービス提供を行った場合は、利用を開始した日から起算して７日を限度として、１日につき200単位を加算していますか。 | | | | | | 平18厚告127  別表7ロ  注6 | | ・介護サービス計画書の記録 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 72 | | 若年性認知症利用者受入加算 | | | | 厚生労働大臣が定める基準（※）に適合しているものとして県知事に届け出た事業所において、若年性認知症利用者に対してサービス提供を行った場合には、1日につき120単位を加算していますか。 | | | | | | 平18厚告127  別表7ロ 注7 | | ・届出書写 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| ※ 受け入れた若年性認知症利用者（初老期における認知症によって要支援者となった者）ごとに個別の担当者を定めていること。 | | | | | |  | | | |  |  | | |  | | |
| 認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は算定していませんか。 | | | | | |  | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 73 | | 送迎加算 | | | | 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、居宅と事業所との間の送迎を行う場合は，片道につき184単位を加算していますか。 | | | | | | 平18厚告127  別表7ロ 注8 | | ・送迎に関する記録 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 74 | | 従来型個室利用者が多床室で算定する 場合 | | | | 従来型個室利用者で次のいずれかに該当する者に対して、多床室の報酬（病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（Ⅰ）の（ⅳ）,（ⅴ）若しくは（ⅵ）,（Ⅱ）の（ⅲ）若しくは（ⅳ）若しくは（Ⅲ）の（ⅱ）又は病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費（Ⅰ）の（ⅱ）若しくは（Ⅱ）の（ⅱ））を算定していますか。 | | | | | | 平18厚告127  別表7ロ 注9 | | ・利用者に関する記録 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| イ　感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者 ロ　病室の面積が6.4㎡以下の従来型個室を利用する者 ハ　著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者 | | | | | |  | |  | | | |  |  | | |  | | |
| 75 | | その他 | | | | 注１及び注5の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、注１及び注5の規定による届出があったものとみなしていますか。 | | | | | | 平18厚告127  別表7ロ 注10 | | ・届出書写 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 76 | | 連続した利用 | | | | 利用者が連続して30日を超えて指定介護予防短期入所療養介護を受けている場合は、30日を超える日以降に受けたサービスについては、介護予防短期入所療養介護費を算定していませんか。 | | | | | | 平18厚告127  別表7ロ 注11 | | ・利用者に関する記録 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 77 | | 療養食加算 | | | | 次に掲げるいずれの基準（※１）にも適合するものとして県知事に届け出て、当該基準による食事の提供を行う事業所が、厚生労働大臣が定める療養食（※2）を提供したときは、１日につき３回を限度として８単位を加算していますか。 | | | | | | 平18厚告127  別表7ロ  （5） | | ・届出書写  ・食事せん  ・献立表 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| ※１ ①食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。 ②利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。 ③食事の提供が、定員利用・人員基準に適合している事業所において行われていること。 | | | | | |  | |  | | | |  |  | | |  | | |
| ※２ 疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食 | | | | | |  | |  | | | |  |  | | |  | | |
| 78 | | 認知症専門ケア加算 | | | | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者（※）に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１日につき次に掲げる所定単位数を加算していますか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。  （１）認知症専門ケア加算（Ⅰ）　３単位  （２）認知症専門ケア加算（Ⅱ）　４単位  ※厚生労働大臣が定める者は次のとおり  日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者 | | | | | | 平18厚告127  別表7ロ  （６） | |  | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 認知症専門ケア加算（Ⅰ）  ※いずれにも適合すること | | | | | | | 事業所又は施設における利用者、入所者又は入院患者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が２分の１以上であること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては、１以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては、１に、当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 当該事業所又は施設の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 認知症専門ケア加算（Ⅱ）  ※いずれにも適合すること | | | | | | | 事業所又は施設における利用者、入所者又は入院患者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が２分の１以上であること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては、１以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては、１に、当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 当該事業所又は施設の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を１名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 当該事業所又は施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 79 | | 特定診療費 | | | | 利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定していますか。 | | | | | | 平18厚告127  別表7ロ （７） | | ・診療録等 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 80 | | サービス提供体制  強化加算 | | | | 平成27年厚生労働省告示第95号の四十に適合しているものとして県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が利用者に対しサービス提供を行った場合は、1回につき次の単位数を加算していますか。  （１） サービス提供体制強化加算（Ⅰ）　　22単位  （２） サービス提供体制強化加算（Ⅱ）　 18単位  （３） サービス提供体制強化加算（Ⅲ）　　 6単位 | | | | | | 平12厚告19  別表7ロ  （8） | | ・前年度の職員の割合についての確認書類 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定していませんか。 | | | | | |  | | | | □ | □ | | | □ | | |
| サービス提供体制強化加算 （Ⅰ）  ※いずれにも適合すること | | | | | | | 次のいずれかに適合すること  ・指定短期入所療養介護を行う療養病床に係る病棟（以下「療養病棟」）の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の80以上であること。  ・指定短期入所療養介護を行う療養病棟の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の35以上であること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 定員利用・人員基準に適合している事業所であること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| サービス提供体制強化加算 （Ⅱ）  ※いずれにも適合すること | | | | | | | 指定短期入所療養介護を行う療養病床の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 定員利用・人員基準に適合している事業所であること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| サービス提供体制強化加算 （Ⅲ）  ※いずれにも適合すること | | | | | | | 次のいずれかに適合すること  ・療養病棟の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。  ・療養病棟の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上であること。  ・指定短期入所療養介護を行う療養病棟の指定短期入所療養介護又は介護療養施設サービスを利用者又は入院患者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 定員利用・人員基準に適合している事業所であること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 81 | | 介護職員処遇改善  加算 | | | | 介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして県知事に届け出た事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合には、次に掲げる区分に従い、令和６年3月31日までの間に次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。  （１）介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 　次の①に適合している場合 　基本サービス費に各種加算減算を加えた 　総単位数の 1000分の26に相当する単位数  （２）介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 　次の①（1）～（6）、（７）の（一）～（四）及び（８）に適合している場合 　基本サービス費に各種加算減算を加えた 　総単位数の 1000分の19に相当する単位数  （３）介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 　次の①（1）～（6）に適合し、②に適合している場合 　基本サービス費に各種加算減算を加えた 　総単位数の 1000分の10に相当する単位数 | | | | | | 平18厚告127  別表7ロ  （9） | |  | | | | □ | □ | | | □ | | |
| ① | | | | | | | （1）介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額が、介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| （2）当該指定介護予防短期入所療養介護事業所において、上記の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| （3）介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| （4）当該指定介護予防短期入所療養介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| （5）算定日が属する月の前12月間において、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、雇用保険法(昭和49年法律第116号)その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| （6）労働保険料の納付が適正に行われていること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| （7）次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  　（一）介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。  　（二）（一）の要件について書面をもって作成し、すべての介護職員に周知していること。  　（三）介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。  　（四）（三）について、全ての介護職員に周知していること。  （五）介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けて  いること。  （六）（五）の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| （8）（２）の届出に係る計画の期間中に実施する介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| ② | | | | | 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 (一)　次に掲げる要件の全てに適合すること。 　a　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。  b　aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 (二)　次に掲げる要件の全てに適合すること。  A 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。  B　Aについて、全ての介護職員に周知していること。 | | | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 82 | | 介護職員等特定処遇改善加算 | | | | | 介護職員の賃金の改善等を実施しているものとし県知事に届け出た事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合には、次に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 | | | | 平18厚告127  別表7ロ  （10） | |  | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| （１）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）  　次の①～⓼に適合している場合  　基本サービス費に各種加算減算を加えた  　総単位数の 1000分の27に相当する単位数  （２）介護職員処遇改善加算（Ⅱ）  　次の⓵～⓸、⓺～⓼に適合している場合  　基本サービス費に各種加算減算を加えた  　総単位数の 1000分の23に相当する単位数 | | | |
| ⓵ | | | | | | | 次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を  上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じている。   1. 介護福祉士であって、経験・技能のある介護職員のうち1人は賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は、賃金改善後の賃金の見込額が、年額440万円以上あること。 2. 事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。 3. 介護職員（経験・技能のある職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。 4. 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年間440万円を上回らないこと。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| ⓶ | | | | | | | 事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、すべての職員に周知し、知事に届け出ていること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| ⓷ | | | | | | | 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| ⓸ | | | | | | | 事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を県知事に報告すること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| ⓹ | | | | | | | 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。   1. 介護予防短期入所療養介護費におけるサービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）のいずれかを届け出ていること。 2. 指定介護療養型医療施設である指定短期入所療養介護事業所にあっては当該介護療養型医療施設が、介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）を届け出でいること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| ⓺ | | | | | | | 介護予防短期入所療養介護費における介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| ⓻ | | | | | | | ⓶の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額をすべての職員に周知していること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| ⓼ | | | | | | | ⓻の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| **2-1　診療所における短期入所療養介護費** | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 83 | | 診療所短期入所療養介護費  ユニット型診療所短期入所療養介護費 | | | | | 厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病室において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める施設基準に掲げる区分（従来型個室、多床室、ユニット型個室、ユニット型準個室）に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定していますか。  利用者の数が基準を超過する場合は、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を算定していますか。 | | | | 平12厚告19  別表9ハ  注1 | | ・介護給付費請求書  ・介護給付明細書  ・職員勤務表  ・常勤・非常勤職員の員数がわかる  書類 | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 84 | | ユニットにおける  減算 | | | | | 厚生労働大臣が定める施設基準（※）を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定していますか。  ※ イ　日中については、ユニットごとに常時１人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 ロ　ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。 | | | | 平12厚告19  別表9ハ 注3 | | ・職員勤務表 ・常勤・非常勤職員の員数がわかる  書類 | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 85 | | 特定診療所短期入所療養介護費 | | | | | 厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病室において、利用者（※）に対して日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、短期入所療養介護計画に位置付けられた内容のサービス提供を行うのに要する標準的な時間でそれぞれ所定単位数を算定していますか。  ※ 難病等を有する中重度者又は末期の悪性腫瘍の利用者であって、サービスの提供に当たり、常時看護師による観察を必要とするもの | | | | 平12厚告19  別表9ハ 注2 | | ・利用者に関する記録 | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 利用者の数が基準を超過する場合は、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を算定していますか。 | | | | ・利用者及び入所者の数がわかる書類 | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 86 | | 診療所設備基準減算 | | | | | 厚生労働大臣が定める施設基準に該当する事業所（※）については、1日につき60単位を減算していますか。  ※病室が医療法施行規則第16条第1項第十一号イ又はハに規定する基準に該当していないこと。 | | | | 平12厚告19 別表9ハ 注4 | | ・利用者及び入所者の数がわかる書類 ・職員勤務表 | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 87 | | 食堂未設置に係る減算 | | | | | 別に厚生労働大臣が定める施設基準（※）に該当する指定短期入所療養介護事業所については、１日につき25単位を所定単位数から減算していますか。  ※別に厚生労働大臣が定める施設基準は次のとおり。  指定短期入所療養介護事業所において食堂を有していないこと。 | | | | 平12厚告19 別表9ハ 注５ | |  | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 88 | | 認知症行動・心理症状緊急対応加算 | | | | | 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定短期入所療養介護を利用することが適当であると判断した者に対しサービス提供を行った場合は、利用を開始した日から起算して７日を限度として、１日につき200単位を加算していますか。 | | | | 平12厚告19 別表9ハ 注6 | | ・介護サービス計画書の記録 | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 89 | | 緊急短期入所受入  加算 | | | | | 厚生労働大臣の定める利用者（※）に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して７日を限度として１日につき90単位を加算していますか。  ただし、認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は算定しない。  ※  利用者の状態や家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所療養介護を受けることが必要と認めた利用者 | | | | 平12厚告19 別表9ハ 注7 | |  | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 90 | | 若年性認知症利用者受入加算 | | | | | 厚生労働大臣が定める基準（※）に適合しているものとして県知事に届け出た事業所において、若年性認知症利用者に対してサービス提供を行った場合には、診療所短期入所療養介護費及びユニット型診療所短期入所療養介護費については１日につき120単位を、特定診療所短期入所療養介護費については1日につき60単位を加算していますか。  ※  受け入れた若年性認知症利用者（初老期における認知症によって要介護者となった者）ごとに個別の担当者を定めていること。  認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は算定していませんか。 | | | | 平12厚告19 別表9ハ 注8 | | ・届出書写 | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 91 | | 送迎加算 | | | | | 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、居宅と事業所との間の送迎を行う場合は，片道につき184単位を加算していますか。 | | | | 平12厚告19 別表9ハ 注9 | | ・送迎に関する記録 | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 92 | | 従来型個室利用者が多床室で算定する場合 | | | | | 従来型個室利用者で次のいずれかに該当する者に対して、多床室の報酬（診療所短期入所療養介護費（Ⅰ）の（ⅳ），(ⅴ)若しくは(ⅵ)，又は（Ⅱ）の（ⅱ））を算定していますか。  イ　感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者  ロ　病室の面積が6.4㎡以下の従来型個室を利用する者  ハ　著しい精神症状等により，同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして，従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者 | | | | 平12厚告19 別表9ハ 注10 | | ・利用者に関する記録 | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 93 | | その他 | | | | | 注１の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときには、注１の規定による届出があったものとみなしていますか。 | | | | 平12厚告19 別表9ハ 注11 | | ・届出書写 | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 94 | | 連続した利用 | | | | | 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合は、30日を超える日以降に受けたサービスについては、短期入所療養介護費を算定していませんか。 | | | | 平12厚告19 別表9ハ 注12 | | ・利用者に関する記録 | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 95 | | 療養食加算 | | | | | 次に掲げるいずれの基準（※１）にも適合するものとして県知事に届け出て、当該基準による食事の提供を行う事業所が、厚生労働大臣が定める療養食（※２）を提供したときは、１日につき３回を限度として８単位を加算していますか。  ※１  ①食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。  ②利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。  ③食事の提供が、定員利用・人員基準に適合している事業所において行われていること。  ※２  疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食 | | | | 平12厚告19 別表9ハ （4） | | ・届出書写 | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 96 | | 認知症専門ケア加算 | | | | | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者（※）に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１日につき次に掲げる所定単位数を加算していますか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。  （１）認知症専門ケア加算（Ⅰ）　３単位  （２）認知症専門ケア加算（Ⅱ）　４単位  ※厚生労働大臣が定める者は次のとおり  日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者 | | | | 平12厚告19  別表9ロ （５） | |  | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 認知症専門ケア加算（Ⅰ）  ※いずれにも適合すること | | | | | | | 事業所又は施設における利用者、入所者又は入院患者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が２分の１以上であること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては、１以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては、１に、当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 当該事業所又は施設の従業者に対する、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 認知症専門ケア加算（Ⅱ）  ※いずれにも適合すること | | | | | | | 事業所又は施設における利用者、入所者又は入院患者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が２分の１以上であること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては、１以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては、１に、当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 当該事業所又は施設の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を１名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 当該事業所又は施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 97 | | 特定診療費 | | | | | 利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定していますか。 | | | | 平12厚告19 別表9ハ （6） | | ・診療録等 | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 98 | | サービス提供体制  強化加算 | | | | | 平成27年厚生労働省告示第95号の二十一に適合しているものとして県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が利用者に対しサービス提供を行った場合は、1回につき次の単位数を加算していますか。  （１） サービス提供体制強化加算（Ⅰ）　　22単位  （２） サービス提供体制強化加算（Ⅱ）　 18単位  （３） サービス提供体制強化加算（Ⅲ）　　 6単位 | | | | 平12厚告19  別表9ハ  （7） | |  | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定していませんか。 | | | |
| サービス提供体制強化加算 （Ⅰ）  ※いずれにも適合すること | | | | | | | 次のいずれかに適合すること  ・指定短期入所療養介護を行う療養病床に係る病棟（以下「療養病棟」）の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の80以上であること。  ・指定短期入所療養介護を行う療養病棟の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の35以上であること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 定員利用・人員基準に適合している事業所であること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| サービス提供体制強化加算 （Ⅱ）  ※いずれにも適合すること | | | | | | | 指定短期入所療養介護を行う療養病床の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 定員利用・人員基準に適合している事業所であること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| サービス提供体制強化加算 （Ⅲ）  ※いずれにも適合すること | | | | | | | 次のいずれかに適合すること  ・療養病棟の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。  ・療養病棟の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上であること。  ・指定短期入所療養介護を行う療養病棟の指定短期入所療養介護又は介護療養施設サービスを利用者又は入院患者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 定員利用・人員基準に適合している事業所であること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 99 | | 介護職員処遇改善  加算 | | | | | 介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして県知事に届け出た事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合には、次に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間に次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。  （１）介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 　次の①に適合している場合 　基本サービス費に各種加算減算を加えた 　総単位数の 1000分の26に相当する単位数  （２）介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 　次の①（1）～（6）、（７）の（一）～（四）及び（８）に適合している場合 　基本サービス費に各種加算減算を加えた 　総単位数の 1000分の19に相当する単位数  （３）介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 　次の①（1）～（6）に適合し、②に適合している場合 　基本サービス費に各種加算減算を加えた 　総単位数の 1000分の10に相当する単位数 | | | | 平12厚告19  別表9ハ  （8） | |  | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| ① | | | | | | | （1）介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額が、介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| （2）当該指定短期入所療養介護事業所において、上記の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| （3）介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| （4）当該指定短期入所療養介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| （5）算定日が属する月の前12月間において、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、雇用保険法(昭和49年法律第116号)その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| （6）労働保険料の納付が適正に行われていること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| （7）次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  　（一）介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。  　（二）（一）の要件について書面をもって作成し、すべての介護職員に周知していること。  　（三）介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。  　（四）（三）について、全ての介護職員に周知していること。  （五）介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けて  いること。  （六）（五）の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| （8）（２）の届出に係る計画の期間中に実施する介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| ② | | | | | | | 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 (一)　次に掲げる要件の全てに適合すること。 　a　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。  b　aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 (二)　次に掲げる要件の全てに適合すること。  A 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。  B　Aについて、全ての介護職員に周知していること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 100 | | 介護職員等特定処遇改善加算 | | | | | 介護職員の賃金の改善等を実施しているものとし県知事に届け出た事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合には、次に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 | | | | 平12厚告19  別表9ハ  （9） | |  | | | | | □ | □ | | | □ | |
| （１）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）  　次の①～⓼に適合している場合  　基本サービス費に各種加算減算を加えた  　総単位数の 1000分の27に相当する単位数  （２）介護職員処遇改善加算（Ⅱ）  　次の⓵～⓸、⓺～⓼に適合している場合  　基本サービス費に各種加算減算を加えた  　総単位数の 1000分の23に相当する単位数 | | | |
| ⓵ | | | | | | | 次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を  上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じている。   1. 介護福祉士であって、経験・技能のある介護職員のうち1人は賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は、賃金改善後の賃金の見込額が、年額440万円以上あること。 2. 事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。 3. 介護職員（経験・技能のある職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。 4. 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年間440万円を上回らないこと。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | |
| ⓶ | | | | | | | 事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、すべての職員に周知し、知事に届け出ていること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | |
| ⓷ | | | | | | | 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | |
| ⓸ | | | | | | | 事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を県知事に報告すること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | |
| ⓹ | | | | | | | 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。   1. 短期入所療養介護費におけるサービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）のいずれかを届け出ていること。 2. 指定介護療養型医療施設である指定短期入所療養介護事業所にあっては当該指定介護療養型医療施設が、介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）を届け出でいること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | |
| ⓺ | | | | | | | 短期入所療養介護費における介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | |
| ⓻ | | | | | | | ⓶の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額をすべての職員に周知していること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | |
| ⓼ | | | | | | | ⓻の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | |
| **2-1　診療所における短期入所療養介護費（介護予防）** | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 101 | | 診療所介護予防短期入所療養介護費  ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 | | | | | 厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病室において、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び厚生労働大臣が定める施設基準に掲げる区分（従来型個室，多床室，ユニット型個室，ユニット型準個室）に従い、利用者の要支援状態区分に応じて，それぞれ所定単位数を算定していますか。 | | | | 平18厚告127 別表7ハ 注1 | | ・介護給付費請求書 ・介護給付明細書 ・職員勤務表 ・常勤・非常勤職員の員数がわかる  書類 | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 利用者の数が基準を超過する場合は、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を算定していますか。 | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 102 | | ユニットにおける  減算 | | | | | 厚生労働大臣が定める施設基準（※）を満たさない場合は,1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定していますか。  ※  イ　日中については、ユニットごとに常時１人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。  ロ　ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。 | | | | 平18厚告127  別表7ハ  注2 | | ・職員勤務表 ・常勤・非常勤職員の員数がわかる  書類 | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 103 | | 診療所設備基準減算 | | | | | 厚生労働大臣が定める施設基準の基準に該当する事業所については、1日につき60単位を減算していますか。 | | | | 平18厚告127 別表7ハ 注3 | | ・利用者及び入所者の数がわかる書類 ・職員勤務表 | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 104 | | 食堂未設置に係る減算 | | | | | 別に厚生労働大臣が定める施設基準（※）に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所については、１日につき25単位を減算していますか。  ※別に厚生労働大臣が定める施設基準の内容は次のとおり。  指定介護予防短期入所療養介護事業所において食堂を有していないこと。 | | | | 平18厚告127 別表7ハ 注４ | |  | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 105 | | 認知症行動・心理症状緊急対応加算 | | | | | 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定介護予防短期入所療養介護を利用することが適当であると判断した者に対しサービス提供を行った場合は、利用を開始した日から起算して７日を限度として、１日につき200単位を加算していますか。 | | | | 平18厚告127 別表7ハ 注５ | | ・介護サービス計画書の記録 | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 106 | | 若年性認知症利用や受入加算 | | | | | 厚生労働大臣が定める基準（※）に適合しているものとして県知事に届け出た事業所において、若年性認知症利用者に対してサービス提供を行った場合には、１日につき120単位を加算していますか。  ※受け入れた若年性認知症利用者（初老期における認知症によって要支援者となった者）ごとに個別の担当者を定めていること。  認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は算定していませんか。 | | | | 平18厚告127 別表7ハ 注６ | | ・届出書写 | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 107 | | 送迎加算 | | | | | 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、居宅と事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を加算していますか。 | | | | 平18厚告127 別表7ハ 注７ | | ・送迎に関する記録 | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 108 | | 従来型個室利用者が多床室で算定する場合 | | | | | 従来型個室利用者で次のいずれかに該当する者に対して、多床室の報酬（診療所介護予防短期入所療養介護費（Ⅰ）の（ⅳ），（ⅴ）若しくは（ⅵ）又は（Ⅱ）の（ⅱ））を算定していますか。  イ　感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者  ロ　病室の面積が6.4㎡以下の従来型個室を利用する者  ハ　著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者 | | | | 平18厚告127 別表7ハ 注８ | | ・利用者に関する記録 | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 109 | | その他 | | | | | 注１の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、注１の規定による届出があったものとみなしていますか。 | | | | 平18厚告127 別表7ハ 注９ | | ・届出書写 | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 110 | | 連続した利用 | | | | | 利用者が連続して30日を超えて指定介護予防短期入所療養介護を受けている場合は、30日を超える日以降に受けたサービスについては、介護予防短期入所療養介護費を算定していませんか。 | | | | 平18厚告127 別表7ハ 注10 | | ・利用者に関する記録 | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 111 | | 療養食加算 | | | | | 次に掲げるいずれの基準（※１）にも適合するものとして県知事に届け出て、当該基準による食事の提供を行う事業所が、厚生労働大臣が定める療養食（※２）を提供したときは、１日につき３回を限度として８単位を加算していますか。  ※１  ①食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。  ②利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。  ③食事の提供が、定員利用・人員基準に適合している事業所において行われていること。  ※２  疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食 | | | | 平18厚告127 別表7ハ （3） | | ・届出書写 | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 112 | | 認知症専門ケア加算 | | | | | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者（※）に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１日につき次に掲げる所定単位数を加算していますか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。  （１）認知症専門ケア加算（Ⅰ）　３単位  （２）認知症専門ケア加算（Ⅱ）　４単位  ※厚生労働大臣が定める者は次のとおり  日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者 | | | | 平18厚告127 別表7ハ （４） | |  | | | | |  |  | | |  | | |
| 認知症専門ケア加算（Ⅰ）  ※いずれにも適合すること | | | | | | | 事業所又は施設における利用者、入所者又は入院患者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（以下「対象者」）の占める割合が２分の１以上であること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては、１以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては、１に、当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 当該事業所又は施設の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 認知症専門ケア加算（Ⅱ）  ※いずれにも適合すること | | | | | | | 事業所又は施設における利用者、入所者又は入院患者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が２分の１以上であること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては、１以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては、１に、当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 当該事業所又は施設の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を１名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 当該事業所又は施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 113 | | 特定診療費 | | | | | 利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定していますか。 | | | | 平18厚告127 別表7ハ （５） | | ・診療録等 | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 114 | | サービス提供体制  強化加算 | | | | | 平成27年厚生労働省告示第95号の四十に適合しているものとして県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が利用者に対しサービス提供を行った場合は、1回につき次の単位数を加算していますか。  （１） サービス提供体制強化加算（Ⅰ）　　22単位  （２） サービス提供体制強化加算（Ⅱ）　 18単位  （３） サービス提供体制強化加算（Ⅲ）　　 6単位  いずれかの加算を算定している場合は，その他の加算は算定していませんか。 | | | | 平18厚告127 別表7ハ （６） | |  | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| サービス提供体制強化加算 （Ⅰ）  ※いずれにも適合すること | | | | | | | 次のいずれかに適合すること  ・指定短期入所療養介護を行う療養病床に係る病棟（以下「療養病棟」）の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の80以上であること。  ・指定短期入所療養介護を行う療養病棟の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の35以上であること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 定員利用・人員基準に適合している事業所であること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| サービス提供体制強化加算 （Ⅱ）  ※いずれにも適合すること | | | | | | | 指定短期入所療養介護を行う療養病床の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 定員利用・人員基準に適合している事業所であること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| サービス提供体制強化加算 （Ⅲ）  ※いずれにも適合すること | | | | | | | 次のいずれかに適合すること  ・療養病棟の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。  ・療養病棟の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上であること。  ・指定短期入所療養介護を行う療養病棟の指定短期入所療養介護又は介護療養施設サービスを利用者又は入院患者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 定員利用・人員基準に適合している事業所であること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 115 | | 介護職員処遇改善  加算 | | | | | 介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして県知事に届け出た事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合には、次に掲げる区分に従い、令和６年3月31日までの間に次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。  （１）介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 　次の①に適合している場合 　基本サービス費に各種加算減算を加えた 　総単位数の 1000分の26に相当する単位数  （２）介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 　次の①（1）～（6）、（７）の（一）～（四）及び（８）に適合している場合 　基本サービス費に各種加算減算を加えた 　総単位数の 1000分の19に相当する単位数  （３）介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 　次の①（1）～（6）に適合し、②に適合している場合 　基本サービス費に各種加算減算を加えた 　総単位数の 1000分の10に相当する単位数 | | | | 平18厚告127  別表7ハ  (7) | |  | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| ① | | | | | | | （1）介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額が、介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| （2）当該指定介護予防短期入所療養介護事業所において、上記の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| （3）介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| （4）当該指定介護予防短期入所療養介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| （5）算定日が属する月の前12月間において、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、雇用保険法(昭和49年法律第116号)その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| （6）労働保険料の納付が適正に行われていること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| （7）次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  　（一）介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。  　（二）（一）の要件について書面をもって作成し、すべての介護職員に周知していること。  　（三）介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。  （四）（三）について、全ての介護職員に周知していること。  （五）介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けて  いること。  （六）（五）の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| （8）（２）の届出に係る計画の期間中に実施する介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| ② | | | | | 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 (一)　次に掲げる要件の全てに適合すること。 　a　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。  b　aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 (二)　次に掲げる要件の全てに適合すること。  A 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。  B　Aについて、全ての介護職員に周知していること。 | | | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 116 | | | 介護職員等特定処遇改善加算 | | | | 介護職員の賃金の改善等を実施しているものとし県知事に届け出た事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合には、次に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 | | | 平18厚告127  別表7ハ  （8） | | |  | | | | | □ | | □ | | □ | | |
| （１）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）  　次の①～⓼に適合している場合  　基本サービス費に各種加算減算を加えた  　総単位数の 1000分の15に相当する単位数  （２）介護職員処遇改善加算（Ⅱ）  　次の⓵～⓸、⓺～⓼に適合している場合  　基本サービス費に各種加算減算を加えた  　総単位数の 1000分の11に相当する単位数 | | |
| ⓵ | | | | | | | 次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を  上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じている。   1. 介護福祉士であって、経験・技能のある介護職員のうち1人は賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は、賃金改善後の賃金の見込額が、年額440万円以上あること。 2. 事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。 3. 介護職員（経験・技能のある職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。 4. 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年間440万円を上回らないこと。 | | | | | | | | | | □ | | □ | | | □ | | |
| ⓶ | | | | | | | 事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、すべての職員に周知し、知事に届け出ていること。 | | | | | | | | | | □ | | □ | | | □ | | |
| ⓷ | | | | | | | 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。 | | | | | | | | | | □ | | □ | | | □ | | |
| ⓸ | | | | | | | 事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を県知事に報告すること。 | | | | | | | | | | □ | | □ | | | □ | | |
| ⓹ | | | | | | | 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。   1. 介護予防短期入所療養介護費におけるサービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）のいずれかを届け出ていること。 2. 指定介護療養型医療施設である指定短期入所療養介護事業所にあっては当該介護療養型医療施設が、介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）を届け出でいること。 | | | | | | | | | | □ | | □ | | | □ | | |
| ⓺ | | | | | | | 介護予防短期入所療養介護費における介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。 | | | | | | | | | | □ | | □ | | | □ | | |
| ⓻ | | | | | | | ⓶の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額をすべての職員に周知していること。 | | | | | | | | | | □ | | □ | | | □ | | |
| ⓼ | | | | | | | ⓻の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。 | | | | | | | | | | □ | | □ | | | □ | | |
| **３-1　介護医療院における短期入所療養介護費** | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 117 | | | Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費  Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費  特別介護医療院短期入所療養介護費  ユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費  ユニット型Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費  ユニット型特別介護医療院短期入所療養介護費 | | | | 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る療養棟（指定施設サービス等介護給付費単位数表に規定する療養棟をいう。注２において同じ。）において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定していますか。 | | | 平12厚告19  別表9ホ 注１ | | | ・介護給付費請求書  ・介護給付明細書  ・職員勤務表  ・常勤・非常勤職員の員数が  わかる書類 | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から25単位を控除して得た単位数を算定していますか。 | | | □ | □ | | | □ | | |
| 利用者の数又は医師、薬剤師、看護職員若しくは介護職員の員数が人員基準を満たさない場合は、所定単位数に100分の７０を乗じて得た単位数を算定していますか。 | | | □ | □ | | | □ | | |
| 118 | | | 特定介護医療院短期入所療養介護費 | | | | 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして、県知事に届け出たものにおける当該届出に係る療養棟において、別に厚生労働大臣が定める者（※）に対して、日中のみ指定短期入所療養介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、短期入所療養介護計画に位置づけられた内容の指定短期入所療養介護を行うのに要する標準的な時間でそれぞれ所定単位数を算定していますか。  ※  難病等を有する中重度者又は末期の悪性腫瘍の利用者であって、サービスの提供に当たり、常時看護師による観察を必要とするもの | | | 平12厚告19  別表9ホ 注2 | | | ・介護給付費請求書  ・介護給付明細書  ・職員勤務表  ・常勤・非常勤職員の員数が  わかる書類 | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 利用者の数又は医師、薬剤師、看護職員若しくは介護職員の員数が人員基準を満たさない場合は、所定単位数に100分の７０を乗じて得た単位数を算定していますか。 | | | □ | □ | | | □ | | |
| 119 | | | ユニットにおける減算 | | | | 別に厚生労働大臣が定める基準（※）を満たさない場合は、１日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定していますか。  ※  イ　日中については、ユニットごとに常時１人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 ロ　ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。 | | | 平12厚告19  別表9ホ 注3 | | | ・職員勤務表  ・常勤・非常勤職員の員数が  わかる書類 | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 120 | | | 療養環境減算 | | | | 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する事業所については、当該施設基準に掲げる区分に従い、１日につき次に掲げる単位数を減算していますか。  （1） 療養環境減算（Ⅰ）　25単位  （2） 療養環境減算（Ⅱ）　25単位 | | | 平12厚告19  別表9ホ 注４ | | | ・平面図  ・職員名簿、勤務表 | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 療養環境減算（Ⅰ） | | | | | | | 介護医療院の療養室に隣接する廊下の幅が、内法による測定で壁から測定して、1.8メートル未満であること。  なお、両側に療養室がある廊下の場合にあっては、内法による測定で、2.7メートル未満であること。 | | |  | | |  | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 療養環境減算（Ⅱ） | | | | | | | 介護医療院の療養室に係る床面積の合計を入所定員で除した数が８未満であること。 | | | □ | □ | | | □ | | |
| 121 | | | | 夜間勤務等看護加算 | | | 厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関するの基準を満たすものとして県知事に届け出た事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を加算していますか  （１）夜間勤務等看護（Ⅰ）　　23単位 （２）夜間勤務等看護（Ⅱ）　　14単位 （３）夜間勤務等看護（Ⅲ）　　14単位 （４）夜間勤務等看護（Ⅳ）　　 7単位 | | | 平12厚告19  別表9ホ  注５ | | | ・職員勤務表 | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 122 | | | | 認知症行動・心理症状緊急対応加算 | | | 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定短期入所療養介護を利用することが適当であると判断した者に対しサービス提供を行った場合は、利用を開始した日から起算して７日を限度として、１日につき200単位を加算していますか。 | | | 平12厚告19  別表9ホ  注６ | | | ・介護サービス計画書の記録 | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 123 | | | | 緊急短期入所受入  加算 | | | 厚生労働大臣が定める利用者（※）に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して７日（利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日）を限度として１日につき90単位を加算していますか。  ただし、認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は算定しない。  ※ 利用者の状態や家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所療養介護を受けることが必要と認めた利用者 | | | 平12厚告19  別表9ホ  注７ | | |  | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 124 | | | | 若年性認知症利用者受入加算 | | | 厚生労働大臣が定める基準（※）に適合しているものとして県知事に届け出た事業所において、若年性認知症利用者に対してサービス提供を行った場合には、Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費、Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費、特別介護医療院短期入所療養介護費、ユニットⅠ型介護医療院短期入所療養介護費、ユニットⅡ型介護医療院短期入所療養介護費、ユニット型特別介護医療院短期入所療養介護費については1日につき120単位を、特定介護医療院短期入所生療養介護費については1日につき60単位を加算していますか。  ※ 受け入れた若年性認知症利用者（初老期における認知症によって要介護者となった者）ごとに個別の担当者を定めていること。 | | | 平12厚告19  別表9ホ  注８ | | | ・届出書写 | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| ただし，認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は算定していませんか。 | | |  | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 125 | | | | 送迎加算 | | | 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、居宅と事業所との間の送迎を行う場合は，片道につき184単位を加算していますか。 | | | 平12厚告19  別表9ホ  注９ | | | ・送迎に関する記録 | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 126 | | | | 従来型個室利用者が多床室で算定する場合 | | | 従来型個室利用者で次のいずれかに該当する者に対して、多床室の報酬を算定していますか。  イ　感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者  ロ　療養室の面積が8.0㎡以下の従来型個室を利用する者  ハ　著しい精神症状等により，同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして，従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者 | | | 平12厚告19  別表9ホ  注10 | | | ・利用者に関する記録 | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 127 | | | | その他 | | | 注１及び注5の規定による届出に相当する介護医療院サービスに係る届出があったときは、注１及び注６の規定による届出があったものとみなしていますか。 | | | 平12厚告19  別表9ホ  注11 | | | ・届出書写 | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 128 | | | | 連続した利用 | | | 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合は、30日を超える日以降に受けたサービスについては、短期入所療養介護費を算定していませんか。 | | | 平12厚告19  別表9ホ  注12 | | | ・利用者に関する記録 | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 129 | | | | その他 | | | 特別介護医療院短期入所療養介護費及びユニット型特別介護医療院短期入所療養介護費を算定している介護医療院については、特別診療費は算定していませんか。 | | | 平12厚告19  別表9ホ  注13 | | |  | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 130 | | | | 療養食加算 | | | 次に掲げるいずれの基準（※１）にも適合するものとして県知事に届け出て、当該基準による食事の提供を行う事業所が、厚生労働大臣が定める療養食（※２）を提供したときは、１日につき３回を限度として８単位を加算していますか。  ※１  ①食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。  ②利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。  ③食事の提供が、定員利用・人員基準に適合している事業所において行われていること。  ※２  疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食 | | | 平12厚告19  別表9ホ  （8） | | | ・届出書写  ・食事せん  ・献立表 | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 131 | | | | 緊急時施設診療費 | | | 利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定していますか。  イ　緊急時治療管理（１日につき）　518単位  注１　利用者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行ったときに算定すること。  注２　同一の利用者について１月に１回、連続する３日を限度として算定すること。  ロ　特定治療  注　医科診療報酬点数表第１章及び第２章において、高齢者の医療の確保に関する法律第57条第３項に規定する保険医療機関等が行った場合に点数が算定されるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療（別に厚生労働大臣が定めるものを除く。）を行った場合に、当該診療に係る医科診療報酬点数表第１章及び第２章に定める点数に10円を乗じて得た額を算定すること。 | | | 平12厚告19  別表9ホ  （9） | | | ・診療録等 | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 132 | | | | 認知症専門ケア加算 | | | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者（※）に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１日につき次に掲げる所定単位数を加算していますか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。  （１）認知症専門ケア加算（Ⅰ）　３単位  （２）認知症専門ケア加算（Ⅱ）　４単位  ※厚生労働大臣が定める者は次のとおり  日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者 | | | 平12厚告19  別表9ホ  （10） | | |  | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 認知症専門ケア加算（Ⅰ）  ※いずれにも適合すること | | | | | | | 事業所又は施設における利用者、入所者又は入院患者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が２分の１以上であること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては、１以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては、１に、当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 当該事業所又は施設の従業者に対する、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 認知症専門ケア加算（Ⅱ）  ※いずれにも適合すること | | | | | | | 事業所又は施設における利用者、入所者又は入院患者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が２分の１以上であること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては、１以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては、１に、当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 当該事業所又は施設の従業者に対する、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を１名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 当該事業所又は施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 133 | | | | 重度認知症疾患療養体制加算 | | | 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所において、利用者に対して、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ１日につき次に掲げる所定単位数を加算していますか。  （1）重度認知症疾患療養体制加算(Ⅰ)  (一)要介護１又は要介護２　140単位  (二)要介護３、要介護４又は要介護５　40単位  （2）重度認知症疾患療養体制加算(Ⅱ)  (一)要介護１又は要介護２　200単位  (二)要介護３、要介護４又は要介護５　100単位 | | | 平12厚告19  別表9ホ  （11） | | |  | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| ただし、いずれかの加算を算定している場合は、その他の加算は算定していませんか。 | | |  | | |  | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 重度認知症疾患療養体制加算(Ⅰ)  ※いすれにも適合すること | | | | | | | 看護職員の数が、常勤換算方法で、当該介護医療院における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入所者の数の合計数が４又はその端数を増すごとに１以上であること。ただし、そのうち当該介護医療院における入所者等の数を４をもって除した数（その数が１に満たないときは、１とし、その数に１に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとする。）から当該介護医療院における入所者等の数を６をもって除した数（その数が１に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとする。）を減じた数の範囲内で介護職員とすることができる。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 当該介護医療院に専任の精神保健福祉士又はこれに準ずる者及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士がそれぞれ１名以上配置されており、各職種が共同して入所者等に対し介護医療院短期入所療養介護を提供していること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 入所者等が全て認知症の者であり、届出を行った日の属する月の前３月において日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の割合が２分の１以上であること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 近隣の精神科病院と連携し、当該精神科病院が、必要に応じ入所者等を入院させる体制及び当該精神科病院に勤務する医師の入所者等に対する診察を週４回以上行う体制が確保されていること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 届出を行った日の属する月の前３月間において、身体拘束廃止未実施減算を算定していないこと。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 重度認知症疾患療養体制加算(Ⅱ)  ※いすれにも適合すること | | | | | | | 看護職員の数が、常勤換算方法で、入所者等の数が４又はその端数を増すごとに１以上 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 当該介護医療院に専ら従事する精神保健福祉士又はこれに準ずる者及び作業療法士がそれぞれ１名以上配置されており、各職種が共同して入所者等に対し介護医療院短期入所療養介護を提供していること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 60平方メートル以上の床面積を有し、専用の器械及び器具を備えた生活機能回復訓練室を有していること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 入所者等が全て認知症の者であり、届出を行った日の属する月の前３月において日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから特に介護を必要とする認知症の者の割合が２分の１以上であること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 近隣の精神科病院と連携し、当該精神科病院が、必要に応じ入所者等を入院させる体制及び当該精神科病院に勤務する医師の入所者等に対する診察を週４回以上行う体制が確保されていること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 届出を行った日の属する月の前３月間において、身体拘束廃止未実施減算を算定していないこと。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 134 | | | | 特別診療費 | | | 利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定していますか。 | | | 平12厚告19  別表9ホ  （12） | | | ・診療録等 | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 135 | | | | サービス提供体制  強化加算 | | | 平成27年厚生労働省告示第95号の四十に適合しているものとして県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が利用者に対しサービス提供を行った場合は、1回につき次の単位数を加算していますか。  （１） サービス提供体制強化加算（Ⅰ）　　22単位  （２） サービス提供体制強化加算（Ⅱ）　 18単位  （３） サービス提供体制強化加算（Ⅲ）　　 6単位 | | | 平12厚告19  別表9ホ  （13） | | | ・前年度の職員の割合についての  　確認書類 | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定していませんか。 | | | □ | □ | | | □ | | |
| サービス提供体制強化加算 （Ⅰ）  ※いずれにも適合すること | | | | | | | 次のいずれかに適合すること  ・指定短期入所療養介護を行う療養病床に係る病棟（以下「療養病棟」）の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の80以上であること。  ・指定短期入所療養介護を行う療養病棟の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の35以上であること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 定員利用・人員基準に適合している事業所であること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| サービス提供体制強化加算 （Ⅱ）  ※いずれにも適合すること | | | | | | | 指定短期入所療養介護を行う療養病床の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 定員利用・人員基準に適合している事業所であること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| サービス提供体制強化加算 （Ⅲ）  ※いずれにも適合すること | | | | | | | 次のいずれかに適合すること  ・療養病棟の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。  ・療養病棟の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上であること。  ・指定短期入所療養介護を行う療養病棟の指定短期入所療養介護又は介護療養施設サービスを利用者又は入院患者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 定員利用・人員基準に適合している事業所であること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 136 | | | | 介護職員処遇改善  加算 | | | 介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして県知事に届け出た事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合には、次に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間に次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。  （１）介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 　次の①に適合している場合 　基本サービス費に各種加算減算を加えた 　総単位数の 1000分の26に相当する単位数  （２）介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 　次の①（1）～（6）、（７）の（一）～（四）及び（８）に適合している場合 　基本サービス費に各種加算減算を加えた 　総単位数の 1000分の19に相当する単位数  （３）介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 　次の①（1）～（6）に適合し、②に適合している場合 　基本サービス費に各種加算減算を加えた 　総単位数の 1000分の10に相当する単位数 | | | 平12厚告19  別表9ホ  （14） | | |  | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| ① | | | | | | | （1）介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額が、介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| （2）当該指定介護予防短期入所療養介護事業所において、上記の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| （3）介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| （4）当該指定介護予防短期入所療養介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| （5）算定日が属する月の前12月間において、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、雇用保険法(昭和49年法律第116号)その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| （6）労働保険料の納付が適正に行われていること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| （7）次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  　（一）介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。  　（二）（一）の要件について書面をもって作成し、すべての介護職員に周知していること。  　（三）介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。  （四）（三）について、全ての介護職員に周知していること。  （五）介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けて  いること。  （六）（五）の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| （8）（２）の届出に係る計画の期間中に実施する介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| ② | | | | | | | | 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 (一)　次に掲げる要件の全てに適合すること。 　a　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。  b　aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 (二)　次に掲げる要件の全てに適合すること。  A 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。  B　Aについて、全ての介護職員に周知していること。 | | | | | | | | | | □ | | □ | | □ | | |
| 137 | 介護職員等特定処遇改善加算 | | | | | | 介護職員の賃金の改善等を実施しているものとし県知事に届け出た事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合には、次に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 | | | | 平12厚告19  別表9ホ  （15） | | |  | | | | □ | | □ | | □ | | |
| （１）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）  　次の①～⓼に適合している場合  　基本サービス費に各種加算減算を加えた  　総単位数の 1000分の27に相当する単位数  （２）介護職員処遇改善加算（Ⅱ）  　次の⓵～⓸、⓺～⓼に適合している場合  　基本サービス費に各種加算減算を加えた  　総単位数の 1000分の23に相当する単位数 | | | |
|  | | | | | | | 次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を  上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じている。   1. 介護福祉士であって、経験・技能のある介護職員のうち1人は賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は、賃金改善後の賃金の見込額が、年額440万円以上あること。 2. 事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。 3. 介護職員（経験・技能のある職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。 4. 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年間440万円を上回らないこと。 | | | | | | | | | | | □ | | □ | | □ | | |
|  | | | | | | | 事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、すべての職員に周知し、知事に届け出ていること。 | | | | | | | | | | | □ | | □ | | □ | | |
|  | | | | | | | 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。 | | | | | | | | | | | □ | | □ | | □ | | |
|  | | | | | | | 事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を県知事に報告すること。 | | | | | | | | | | | □ | | □ | | □ | | |
|  | | | | | | | 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。   1. 短期入所療養介護費におけるサービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）のいずれかを届け出ていること。 2. 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあっては当該介護医療院が、介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）を届け出でいること。 | | | | | | | | | | | □ | | □ | | □ | | |
|  | | | | | | | 短期入所療養介護費における介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。 | | | | | | | | | | | □ | | □ | | □ | | |
|  | | | | | | | ⓶の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額をすべての職員に周知していること。 | | | | | | | | | | | □ | | □ | | □ | | |
|  | | | | | | | ⓻の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。 | | | | | | | | | | | □ | | □ | | □ | | |
| **３-1　介護医療院における短期入所療養介護費（介護予防）** | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 138 | 介護医療院介護予防短期入所療養介護費 | | | | | | 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして県知事に届け出たものにおける当該届出に係る療養棟（指定施設サービス等介護給付費単位数表に規定する療養棟をいう。）において、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定していますか。 | | | | 平18厚告127  別表７ホ 注1 | | ・介護給付費請求書  ・介護給付明細書  ・職員勤務表  ・常勤・非常勤職員の員数が  わかる書類 | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から25単位を控除して得た単位数を算定していますか。 | | | |
| 利用者の数又は医師、薬剤師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を算定していますか。 | | | |
| 139 | ユニットにおける  減算 | | | | | | 厚生労働大臣が定める施設基準（※）を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定していますか。  ※ イ　日中については、ユニットごとに常時１人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 ロ　ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。 | | | | 平18厚告127  別表７ホ 注2 | | ・職員勤務表 ・常勤・非常勤職員の員数が  わかる書類 | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 140 | 療養環境減算 | | | | | | 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所について、当該基準に掲げる区分に従い、１日につき次に掲げる単位数を減算していますか。  （１）　療養環境減算(Ⅰ)　25単位  （２）　療養環境減算(Ⅱ)　25単位 | | | | 平18厚告127  別表７ホ 注3 | | ・平面図  ・職員名簿、勤務表 | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 療養環境減算（Ⅰ） | | | | | | | 介護医療院の療養室に隣接する廊下の幅が、内法による測定で壁から測定して、1.8メートル未満であること。  なお、両側に療養室がある廊下の場合にあっては、内法による測定で、2.7メートル未満であること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 療養環境減算（Ⅱ） | | | | | | | 介護医療院の療養室に係る床面積の合計を入所定員で除した数が、8未満であること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 141 | 夜間勤務等看護加算 | | | | | | 厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関するの基準を満たすものとして県知事に届け出た事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を加算していますか  （１）夜間勤務等看護（Ⅰ）　　23単位 （２）夜間勤務等看護（Ⅱ）　　14単位 （３）夜間勤務等看護（Ⅲ）　　14単位 （４）夜間勤務等看護（Ⅳ）　　 7単位 | | | | 平18厚告127  別表７ホ 注４ | | ・職員勤務表 | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 142 | 認知症行動・心理症状緊急対応加算 | | | | | | 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定短期入所療養介護を利用することが適当であると判断した者に対しサービス提供を行った場合は、利用を開始した日から起算して７日を限度として、１日につき200単位を加算していますか。 | | | | 平18厚告127  別表７ホ  注５ | | ・介護サービス計画書の記録 | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 143 | 若年性認知症利用者受入加算 | | | | | | 厚生労働大臣が定める基準（※）に適合しているものとして県知事に届け出た事業所において、若年性認知症利用者に対してサービス提供を行った場合には、1日につき120単位を加算していますか。  ※ 受け入れた若年性認知症利用者（初老期における認知症によって要支援者となった者）ごとに個別の担当者を定めていること。 | | | | 平18厚告127  別表７ホ 注６ | | ・届出書写 | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は算定していませんか。 | | | |  | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 144 | 送迎加算 | | | | | | 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、居宅と事業所との間の送迎を行う場合は，片道につき134単位を加算していますか。 | | | | 平18厚告127  別表７ホ 注7 | | ・送迎に関する記録 | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 145 | 従来型個室利用者が多床室で算定する 場合 | | | | | | 従来型個室利用者で次のいずれかに該当する者に対して、多床室の報酬を算定していますか。 | | | | 平18厚告127  別表７ホ 注８ | | ・利用者に関する記録 | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| イ　感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者 ロ　療養室の面積が8.0㎡以下の従来型個室を利用する者 ハ　著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者 | | | |
| 146 | その他 | | | | | | 注１及び注４の規定による届出に相当する介護医療院サービスに係る届出があったときは、注１及び注４の規定による届出があったものとみなしていますか。 | | | | 平18厚告127  別表７ホ 注９ | | ・届出書写 | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 147 | 連続した利用 | | | | | | 利用者が連続して30日を超えて指定介護予防短期入所療養介護を受けている場合は、30日を超える日以降に受けたサービスについては、介護予防短期入所療養介護費を算定していませんか。 | | | | 平18厚告127  別表７ホ 注1０ | | ・利用者に関する記録 | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 148 | その他 | | | | | | 特別介護医療院介護予防短期入所介護療養介護費又はユニット型特別介護医療院介護予防短期入所介護療養介護費を算定している介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所については、特別診療費は算定していませんか。 | | | | 平18厚告127  別表７ホ 注11 | |  | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 149 | 療養食加算 | | | | | | 次に掲げるいずれの基準（※１）にも適合するものとして県知事に届け出て、当該基準による食事の提供を行う事業所が、厚生労働大臣が定める療養食（※２）を提供したときは、１日につき３回を限度として８単位を加算していますか。  ※１  ①食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。  ②利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。  ③食事の提供が、定員利用・人員基準に適合している事業所において行われていること。  ※２  疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食 | | | | 平18厚告127  別表７ホ （７） | | ・届出書写  ・食事せん  ・献立表 | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 150 | 緊急時施設診療費 | | | | | | 利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定していますか。  イ　緊急時治療管理（１日につき）　518単位  注１　利用者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行ったときに算定すること。  注２　同一の利用者について１月に１回、連続する３日を限度として算定すること。  ロ　特定治療  注　医科診療報酬点数表第１章及び第２章において、高齢者の医療の確保に関する法律第57条第３項に規定する保険医療機関等が行った場合に点数が算定されるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療（別に厚生労働大臣が定めるものを除く。）を行った場合に、当該診療に係る医科診療報酬点数表第１章及び第２章に定める点数に10円を乗じて得た額を算定すること。 | | | | 平18厚告127  別表７ホ （8） | | ・診療録等 | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 151 | 認知症専門ケア加算 | | | | | | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者（※）に対して、専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１日につき次に単位数を加算していますか。  ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。  (１)　認知症専門ケア加算(Ⅰ) ３単位  (２)　認知症専門ケア加算(Ⅱ) ４単位  ※厚生労働大臣が定める者は次のとおり  日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者 | | | | 平18厚告127  別表７ホ （９） | |  | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 認知症専門ケア加算（Ⅰ）  ※いずれにも適合すること | | | | | | | 事業所又は施設における利用者、入所者又は入院患者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が２分の１以上であること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては、１以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては、１に、当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 当該事業所又は施設の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 認知症専門ケア加算（Ⅱ）  ※いずれにも適合すること | | | | | | | 事業所又は施設における利用者、入所者又は入院患者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が２分の１以上であること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては、１以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては、１に、当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 当該事業所又は施設の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を１名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 当該事業所又は施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 152 | 特別診療費 | | | | | | 利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定していますか。 | | | | 平18厚告127  別表７ホ （10） | | ・診療録等 | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 153 | サービス提供体制  強化加算 | | | | | | 平成27年厚生労働省告示第95号の四十に適合しているものとして県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が利用者に対しサービス提供を行った場合は、1回につき次の単位数を加算していますか。  （１） サービス提供体制強化加算（Ⅰ）　　22単位  （２） サービス提供体制強化加算（Ⅱ）　 18単位  （３） サービス提供体制強化加算（Ⅲ）　　 6単位 | | | | 平18厚告127  別表７ホ （11） | | ・前年度の職員の割合についての  　確認書類 | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定していませんか。 | | | |
| サービス提供体制強化加算 （Ⅰ）  ※いずれにも適合すること | | | | | | | 次のいずれかに適合すること  ・指定介護予防短期入所療養介護を行う療養病床に係る病棟（以下「療養病棟」）の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の80以上であること。  ・指定短期入所療養介護を行う療養病棟の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の35以上であること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 定員利用・人員基準に適合している事業所であること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| サービス提供体制強化加算 （Ⅱ）  ※いずれにも適合すること | | | | | | | 指定介護予防短期入所療養介護を行う療養病床の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 定員利用・人員基準に適合している事業所であること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| サービス提供体制強化加算 （Ⅲ）  ※いずれにも適合すること | | | | | | | 次のいずれかに適合すること  ・療養病棟の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。  ・療養病棟の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上であること。  ・指定介護予防短期入所療養介護を行う療養病棟の指定介護予防短期入所療養介護又は介護療養施設サービスを利用者又は入院患者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 定員利用・人員基準に適合している事業所であること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 154 | | 介護職員処遇改善  加算 | | | | | 介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして県知事に届け出た事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合には、次に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間に次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。  （１）介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 　次の①に適合している場合 　基本サービス費に各種加算減算を加えた 　総単位数の 1000分の26に相当する単位数  （２）介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 　次の①（1）～（6）、（７）の（一）～（四）及び（８）に適合している場合 　基本サービス費に各種加算減算を加えた 　総単位数の 1000分の19に相当する単位数  （３）介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 　次の①（1）～（6）に適合し、②に適合している場合 　基本サービス費に各種加算減算を加えた 　総単位数の 1000分の10に相当する単位数 | | 平18厚告127  別表７ホ （12） | | | |  | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| ① | | | | | | | （1）介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額が、介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| （2）当該指定介護予防短期入所療養介護事業所において、上記の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| （3）介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| （4）当該指定介護予防短期入所療養介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| （5）算定日が属する月の前12月間において、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、雇用保険法(昭和49年法律第116号)その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| （6）労働保険料の納付が適正に行われていること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| （7）次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  　（一）介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。  　（二）（一）の要件について書面をもって作成し、すべての介護職員に周知していること。  　（三）介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。  （四）（三）について、全ての介護職員に周知していること。  （五）介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。  （六）（五）の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| （8）（２）の届出に係る計画の期間中に実施する介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| ② | | | | | | | 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 (一)　次に掲げる要件の全てに適合すること。 　a　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。  b　aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 (二)　次に掲げる要件の全てに適合すること。  A 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。  B　Aについて、全ての介護職員に周知していること。 | | | | | | | | | | | □ | □ | | | □ | | |
| 155 | 介護職員等特定処遇改善加算 | | | | | | | 介護職員の賃金の改善等を実施しているものとし県知事に届け出た事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合には、次に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 | | | | 平18厚告127  別表７ホ （13） | | |  | | | □ | | □ | | □ | | |
| （１）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）  　次の①～⓼に適合している場合  　基本サービス費に各種加算減算を加えた  　総単位数の 1000分の27に相当する単位数  （２）介護職員処遇改善加算（Ⅱ）  　次の⓵～⓸、⓺～⓼に適合している場合  　基本サービス費に各種加算減算を加えた  　総単位数の 1000分の23に相当する単位数 | | | |
|  | | | | | | | | 次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を  上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じている。   1. 介護福祉士であって、経験・技能のある介護職員のうち1人は賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は、賃金改善後の賃金の見込額が、年額440万円以上あること。 2. 事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。 3. 介護職員（経験・技能のある職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。 4. 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年間440万円を上回らないこと。 | | | | | | | | | | □ | | □ | | □ | | |
|  | | | | | | | | 事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、すべての職員に周知し、知事に届け出ていること。 | | | | | | | | | | □ | | □ | | □ | | |
|  | | | | | | | | 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。 | | | | | | | | | | □ | | □ | | □ | | |
|  | | | | | | | | 事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を県知事に報告すること。 | | | | | | | | | | □ | | □ | | □ | | |
|  | | | | | | | | 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。   1. 介護予防短期入所療養介護費におけるサービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）のいずれかを届け出ていること。 2. 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては当該介護医療院が、介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）を届け出でいること。 | | | | | | | | | | □ | | □ | | □ | | |
|  | | | | | | | | 介護予防短期入所療養介護費における介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。 | | | | | | | | | | □ | | □ | | □ | | |
|  | | | | | | | | ⓶の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額をすべての職員に周知していること。 | | | | | | | | | | □ | | □ | | □ | | |
|  | | | | | | | | ⓻の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。 | | | | | | | | | | □ | | □ | | □ | | |